

なつ得

西海市

介護保険

第9期 介護保険事業計画及び老人福祉計画対応版



高齢者の暮らしを 社会みんなで支え合う介護保険です。

介護保険制度がスタートして以来、老後の大きな不安要因である介護を社会全体で支え合うしくみが整いました。

介護が必要になっても、できる限り自立し、尊厳をもって生活できるようにすることは住民みなさんの願いですが、現実には家族だけで介護を行うことは非常に困難になっています。

介護保険制度は、介護が必要になっても高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることを目指し、自立した生活を送れるよう支援するものです。

- ・ 介護保険に加入するのは、40歳以上の方です。
- ・ 自己負担（利用者負担）は1割、2割または3割です。
- ・ 保険料は、3年ごとに見直されます。
- ・ サービスを利用するときは、西海市に要介護認定を申請します。
- ・ 保険料は西海市のサービス水準と所得に応じて決まります。
- ・ 制度の運営主体（保険者）は、西海市です。
- ・ 介護保険では在宅サービスと施設サービス、地域密着型サービスが受けられます。



①介護保険制度と保険料

1. 介護保険制度はみんなで支えあう制度です	1
2. 介護保険制度の対象者	2
3. 保険料について	
65歳以上の方の保険料額（令和6年度～令和8年度）	4
介護保険料について	5
年度途中で第1号被保険者になった場合の保険料額	7
65歳以上の方の保険料の納め方	8
保険料を滞納していると	9
介護保険料についての疑問・質問	10

②要介護認定

4. サービスを利用するまでの流れ	
介護サービスを利用するには申請が必要です	11
要支援・要介護状態のめやす	13

③介護サービス

5. 介護サービスを利用するときは	
介護サービスを利用する前に	14
介護サービスの利用	15
6. 利用者負担割について	17
7. 要支援・要介護認定者対象の介護サービス	19
訪問介護（ホームヘルプサービス）	21
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	22
訪問看護・介護予防訪問看護	22
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	23
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	24
通所介護（デイサービス）	24
通所リハビリテーション（デイケア）、介護予防通所リハビリテーション	25
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	26
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）	27
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	28
福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）	29
特定福祉用具購入（特定介護予防福祉用具購入）	30
居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）	32

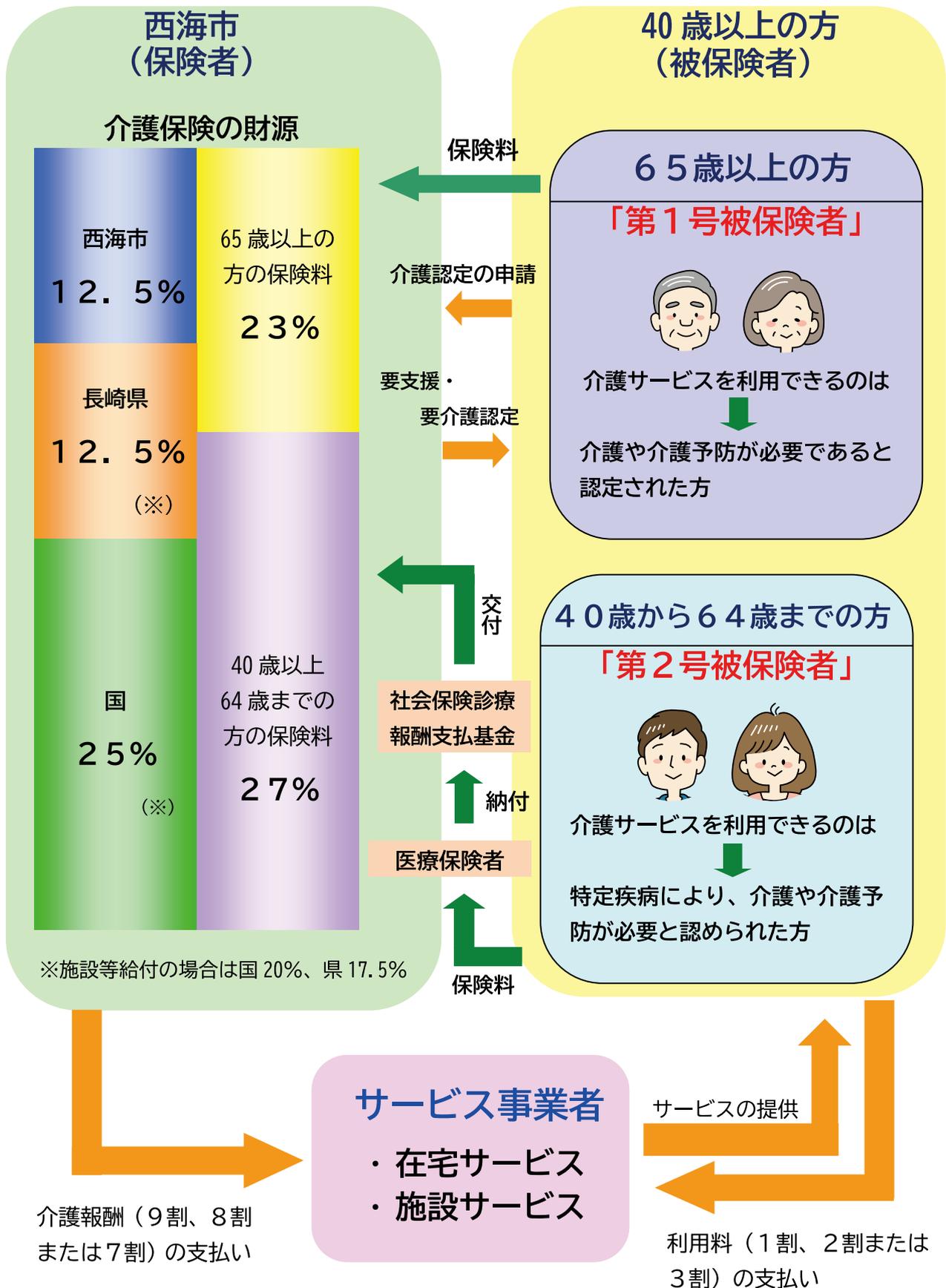
8. 主な地域密着型サービス	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	34
夜間対応型訪問介護	34
通所介護	35
療養通所介護	36
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	37
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	38
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	39
看護小規模多機能型居宅介護	40
特定施設入居者介護	41
介護老人福祉施設	41
共生型サービス（デイサービス）	42
9. 施設サービス	
施設サービスを利用した場合の負担額	43
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	44
介護老人保健施設	45
介護医療院	45
共生型サービス（ショートステイ）	46
サービス支給限度額	47
10. 負担軽減制度とサービス支給限度額	
施設サービス利用時の居住費と食費の負担が軽くなります	48
自己負担が高額になったときの負担軽減	50
介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減	51
社会福祉法人による利用者負担の軽減	52
離島等でサービスを利用する場合の軽減措置	53
原爆被爆者、被爆体験者の方について	53
11. 介護保険の苦情、相談について	
介護サービス利用料の支払いが一時的にできないとき	54

④その他

12. 所得控除（介護保険料及び介護サービス利用料）	
介護保険料について → 社会保険料控除	55
介護サービス利用料について → 医療費控除	55
おむつ代について	57
身体障害者手帳をお持ちでない方の障害者控除について	57
13. 地域支援事業	
介護予防・日常生活支援総合事業を利用するには	59
総合事業で利用できるサービス	60
1. 訪問型サービス（第1号訪問事業）	61
2. 通所型サービス（第1号通所事業）	61
3. その他の生活支援サービス（配食サービス事業）	62
一般介護予防事業	63
家族介護支援事業	63
14. 保健福祉事業	
在宅高齢者等介護用品支給事業	64
15. 西海市地域包括支援センター	
1. 包括的支援事業	65
2. 指定介護予防支援事業所業務	66
16. 広報について	
制度説明「西海市まちづくり出前講座」	67
ホームページの開設	67
その他の介護保険関係情報	67
17. 地域包括ケアシステムの構築と深化	68
18. 主な関係先	69
事業所一覧表	70
介護サービス事業者マップ	75

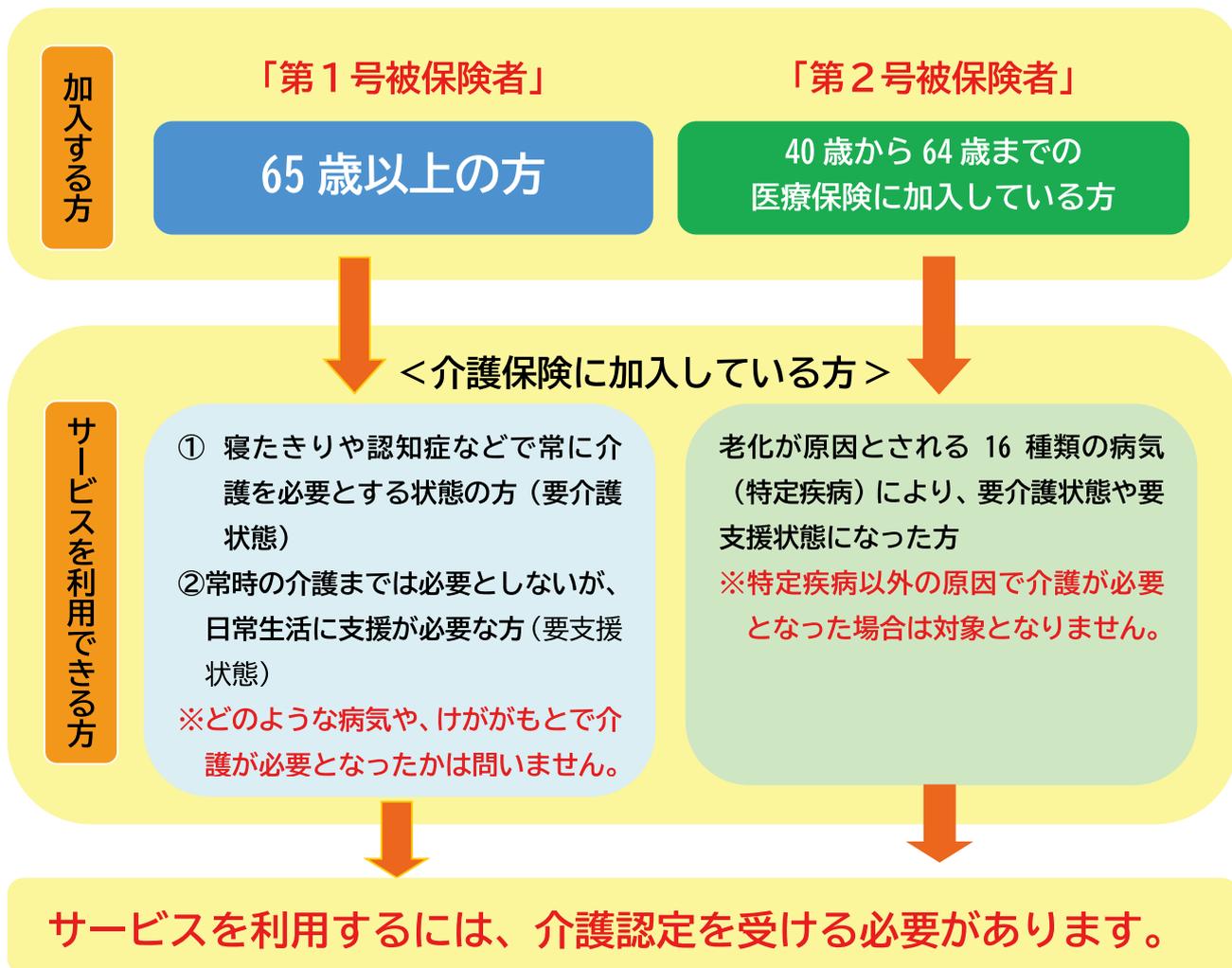
1. 介護保険制度はみんなで支えあう制度です

介護保険制度は、西海市が保険者となって運営しています。40歳以上の方が被保険者（加入者）となって保険料を負担し、介護が必要と認定されたときには費用の一部を支払って介護サービスを利用する仕組みとなっています。



2. 介護保険制度の対象者

西海市が運営する介護保険の被保険者（加入者）となるのは、西海市内に住所のある40歳以上の方です。年齢によって、第1号被保険者と第2号被保険者の2種類に分かれ、介護サービスを利用できる条件や保険料の決まり方などが異なります。



特定疾病（16種類）

- | | |
|---|-----------------------------|
| ①がん [がん末期]
医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込がない状態に至ったと判断したものに限る。 | ⑧脊髄小脳変性症 |
| ②関節リウマチ | ⑨脊柱管狭窄症 |
| ③筋萎縮性側索硬化症 | ⑩早老症 |
| ④後縦靭帯骨化症 | ⑪多系統萎縮症 |
| ⑤骨折を伴う骨粗鬆症 | ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 |
| ⑥初老期における認知症 | ⑬脳血管疾患 |
| ⑦進行性核上性麻痺 大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 [パーキンソン病関連疾患] | ⑭閉塞性動脈硬化症 |
| | ⑮慢性閉塞性肺疾患 |
| | ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |

3. 保険料について

第1号被保険者の保険料（65歳以上の方）

65歳以上の方の保険料は、基準額をもとに決められます。

基準額の決まり方

西海市で必要な
介護サービスの費用

×

65歳以上の
負担割合（23%）

÷

西海市の
65歳以上の人数

=

西海市の基準額 年間71,100円（第5段階保険料）

第2号被保険者の保険料（40歳から64歳までの方）

国民健康保険に加入している方

介護保険料は世帯ごとに決められ、国民健康保険税とあわせて、6月から翌年3月まで、年10回世帯主が納めます。

詳しくは、西海市税務課（TEL0959-37-0062）にお問い合わせください。

職場の健康保険に加入している方

職場の医療保険とあわせて、毎月の給与から徴収されます。加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。

詳しくは、各医療保険者にお問い合わせください。

毎月の給与から
徴収されます



65歳以上の方の保険料額（令和6年度～令和8年度）

毎年度の初日（4月1日）の本人の所得と世帯の住民税課税状況に応じて段階的に保険料が決められます。

段 階	対 象 者	保険料率	年間保険料
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 または本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金等収入額＋合計所得金額が80万円以下の方	基準額×0.285	20,260円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円超120万円以下の方	基準額×0.485	34,480円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額＋合計所得金額が120万円超の方	基準額×0.685	48,700円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているかたがおり、かつ本人が住民税非課税で前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の方	基準額×0.9	63,990円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているかたがおり、かつ本人が住民税非課税で前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円超の方	基準額	71,100円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	85,320円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	92,430円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	106,650円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.7	120,870円
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.9	135,090円
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.1	149,310円
第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.3	163,530円
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.4	170,640円

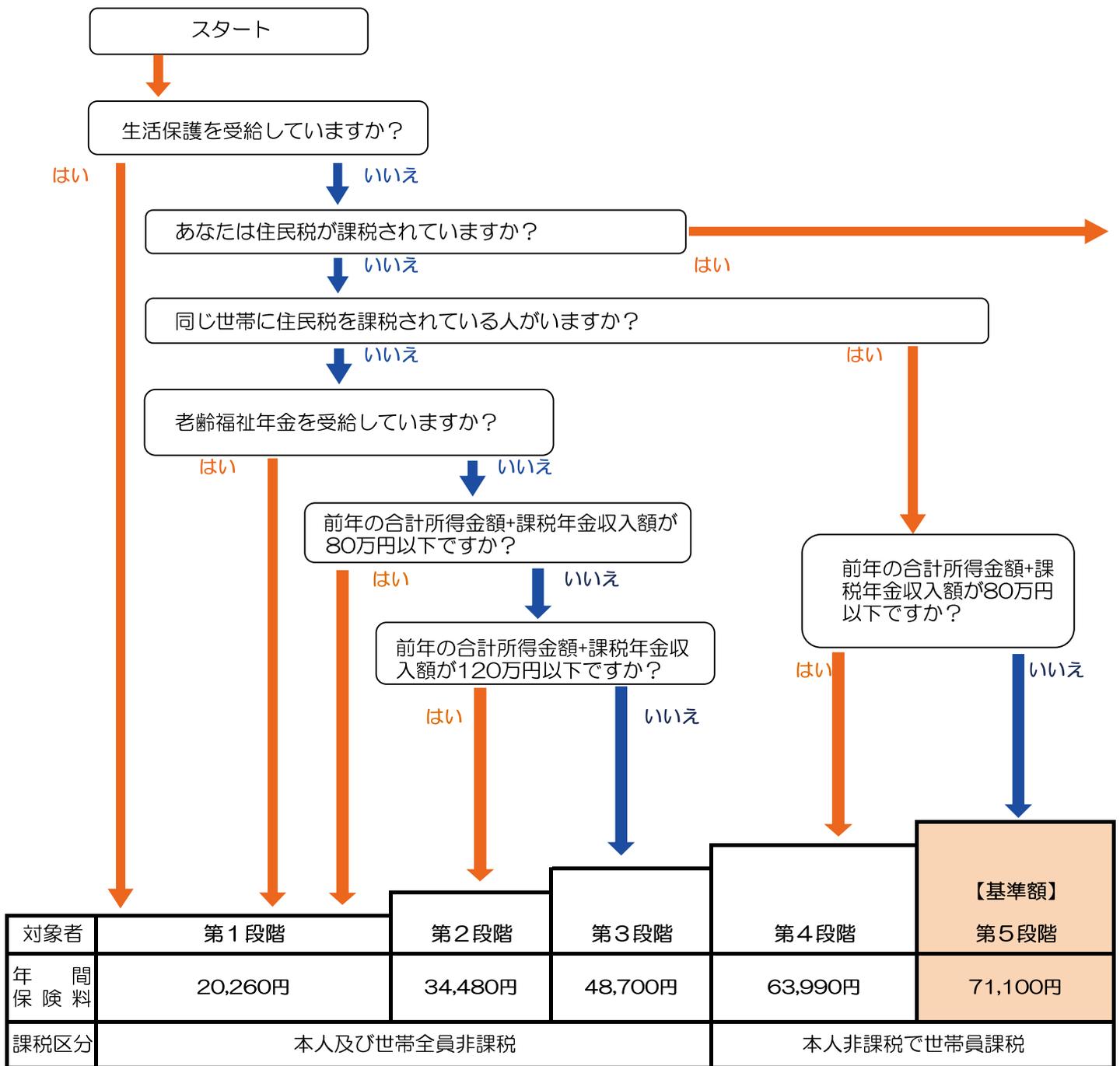
※ 合計所得金額とは、年金・給与等の収入から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や社会保険料控除などの所得控除をする前の金額です。

※ 土地売却等に係る特別控除がある場合は、長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

さらに、保険料第1段階～5段階の判定においては、当該合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いて計算します。

介護保険料について

●保険料は、3年ごとに見直されます



西海市の第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料は、介護サービス費用の23%分を西海市に住む65歳以上の方の数で割った金額になります。これを基準額といいます。この基準額をもとに本人と世帯の収入状況に応じて段階ごとに負担しています。あなたが、どの保険料（段階）になるか下のフロー図でご確認ください。

前年の合計所得金額に応じて保険料（段階）が決まります

合計所得金額 120万円未満	合計所得金額 120万円以上 210万円未満	合計所得金額 210万円以上 320万円未満	合計所得金額 320万円以上 420万円未満	合計所得金額 420万円以上 520万円未満	合計所得金額 520万円以上 620万円未満	合計所得金額 620万円以上 720万円未満	合計所得金額 720万円以上
第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階
85,320円	92,430円	106,650円	120,870円	135,090円	149,310円	163,530円	170,640円
本人課税							

年度途中で第1号被保険者になった場合の保険料額

65歳年齢到達により、第1号被保険者になった方

65歳の誕生日の前日の属する月の分から保険料を月割りして計算します。
※誕生日が1日の方は、前月分から保険料がかかります。

転入により、第1号被保険者になった方

転入してきた日の属する月から保険料を月割りして計算します。

転出により、第1号被保険者でなくなった方

転出した日の前月までを月割りして計算します。
※転出の際、還付金（返金）が発生することがありますので、窓口にて「介護保険料精算連絡票兼請求書（転出）」をご提出ください。

死亡により、第1号被保険者でなくなった方

死亡した日の翌日の属する月の前月までの保険料を月割りして計算します。
※死亡の際、還付金が発生することがありますので、窓口にて「介護保険料精算連絡票兼請求書（死亡）及び高額介護（介護予防）サービス費精算連絡票」をご提出ください。



65歳以上の方の保険料の納め方

特別徴収

年金が年額 18 万円以上の方

年金の支払い月に年6回（4月、6月、8月、10月、12月、2月）に分けてあらかじめ差し引かれます。

- ・ 老齢基礎年金、厚生年金などの老齢（退職）年金のほか、遺族年金、障害年金が対象となります。
- ・ 保険料の増額変更の場合は、増額分を普通徴収でお支払いいただきます。

普通徴収

年金が年額 18 万円未満の方

1年間の保険料（12か月分）を6月から3月までの10回に分けて市から送られてくる納付書で個別にお支払いいただきます。

年金が年額 18 万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります。

- 年度途中で 65 歳になった
- 他の市区町村から転入した
- 年金が一時差し止めになった
- 保険料が減額になった
- 年度途中で老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった

◆ 普通徴収の方への口座振替のご案内

忙しい方や外出がなかなかできない方は、口座振替を利用すると納め忘れや納めに行く手間がはぶけて便利です。（指定金融機関での手続きになります。）

【手続きに必要なもの】

- ① 西海市口座振替依頼書
- ② 預（貯）金通帳
- ③ 印鑑（通帳届出印）



保険料を滞納していると・・・

保険料を納めないでいると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

納期限を 20 日以上過ぎると



督促状が送られます。

納期限を 1 年以上過ぎると



利用した介護サービス費用の**全額をいったん利用者が負担し**、利用者からの申請により、あとで保険給付分（本来の自己負担を除く費用）が支払われます。

納期限を 1 年 6 か月以上過ぎると



利用した介護サービス費用の**全額を利用者が負担し**、保険給付費（本来の自己負担を除く費用）についても、**一部または全部が一時的に差し止め**となり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

納期限を 2 年以上過ぎると



利用するサービス費用の自己負担割合が、**一定期間本来 1 割（または 2・3 割）である自己負担の割合が 3 割または 4 割に引き上げ**られます。また高額介護サービス費などが受けられなくなったりします。

介護保険料などの徴収猶予、減免の制度

次のような場合は長寿介護課までご相談ください。

○介護保険料の支払期限を少し待ってほしいとき

保険料の徴収猶予があります。保険料が納期限までにどうしても納付できない場合は、一定期間支払を猶予することができます。

○介護保険料及びサービス利用料の減額、免除について

火災・震災・風水害などの災害を受けた方、生計を維持している方の長期入院・事業の廃止及び失業、その他特別な事情により保険料や利用料の支払いができない方には減免制度があります。

介護保険料についての疑問・質問

質問：65歳以上の人の保険料は掛け捨てになりますか？介護保険料は戻ってこないのですか？

答え：介護保険は40歳以上の方が納める保険料と公費（国・県・市）を財源として、社会全体で支えあう仕組みです。保険料はすべて介護サービスの費用に使われており、お返しすることはありません。

質問：家族に面倒を見てもらうつもりです。介護保険を使う予定はないのですが、保険料納付は義務ですか？

答え：介護保険は、加齢による状態の変化以外に、突然の病気などで身体機能が弱ったり、認知症を発症した場合に利用することもあります。また、介護は長期化・重症化の傾向にあり、ご家族での介護に対しての介護保険でもあります。納付義務は被保険者ご本人にありますし、配偶者や世帯主にも連帯納付義務があると定められています。相続によって保険料の債務も継承されます。

質問：保険料を納付書で納めていたのですが、歩くのが困難になりました。年金から介護保険料を引いてほしいのですが、どうすればいいですか？

答え：納付書が届いている方は口座振替をご利用ください。なお、介護保険は原則、特別徴収ですが、一定の条件があります。手続きは特に必要ありませんが、年金保険者から通知が届きますのでご確認ください。また、年度の途中で65歳になった方や転入してきた方も最初は普通徴収となります。なお、天引きされる年金には優先順位があります。



4. サービスを利用するまでの流れ

介護サービスを利用するには申請が必要です

介護や支援が必要と感じたら地域包括支援センターや市の担当窓口にご相談しましょう。

介護保険サービスを利用するときは「要介護認定」を受ける必要があります。要介護認定は、介護サービスを利用したい方が、どれくらい介護が必要な状態かを確認するものです。必要な介護や支援の度合いによって、利用できるサービスが異なります。

①申請をする

申請の窓口は市民課、長寿介護課、各総合支所です。本人のほか家族や親戚などの代理の方、地域包括支援センター、居宅支援事業所等による代行申請も可能です。新規申請の方は「総合事業対象者窓口確認票」にて対象者の現在の状態を確認します。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険証 ○健康保険証（第2号被保険者の場合）

※上記のほか、原則としてマイナンバーが確認できるもの、本人・代理人の身元確認書類が必要になります。また主治医の氏名、調査の同席者などを記入する欄があります。事前に確認しておきましょう。

※西海市では申請受理後に市から主治医に意見書作成依頼をしますので、意見書の提出は必要ありません。

②要介護認定

●認定調査

調査員が対象者のもとを訪れ、本人や家族から心身の状況、生活の様子や居住環境などについて聞き取りを行います。（全国共通の調査票を用いて調査しています。）

●主治医意見書

主治医が介護を必要とする疾患や心身の状態などについて記入するものです。市から主治医に作成依頼をします。



●審査・判定

訪問調査の結果や主治医の意見書をもとに「介護認定審査会」で審査を行います。西海市が任命する保健、医療、福祉の専門家の総合的な審査により要介護状態が判定されます。

③結果の通知

審査会の判定により要介護状態区分で認定されます。要介護状態区分が記載された「介護保険被保険者証」と「負担割合証」（新規申請の方のみ）を送付しますのでご確認ください。※非該当になった方の介護保険被保険者証には要介護状態区分が記載されていません。

認定有効期間と更新申請について

認定結果には有効期間があります。認定有効期間満了後も介護サービスが必要な方は更新の手続きが必要です。更新の申請は有効期間満了日の60日前から受け付けます。また受付開始前に更新の案内を送付します。

④サービスの利用

要介護状態区分に応じてサービスを利用します。（P13参照）

要支援1、2の方

要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い方です。介護予防サービスが利用できます。

非該当の方

自立と認められ、要介護・支援状態に該当しない方です。総合事業の利用ができます。

西海市地域包括支援センター（TEL0959-37-0245）に連絡します。

ケアプランを作成し、介護予防サービスを利用します。

非該当の方は総合事業の利用です。地域包括支援センターにご相談ください。

要介護1～5の方

生活機能の維持・改善を図ることが適切な方です。介護サービスが利用できます。

○在宅でサービスを利用したい。

→ 居宅介護支援事業所に連絡します。事業所と契約した後、ケアプランを作成し、介護サービスを利用します。

○介護保険施設へ入所したい。

→ 入所したい施設に連絡してください。

要支援・要介護状態のめやす

要介護状態区分	心身の状態の例	利用できる介護サービス
要支援1	「起き上がり」「立ち上がり」などの能力が少し低下し、身の回りの世話の一部に介助が必要。	予防給付 (P19・P20)
要支援2	「要介護1」相当の状態、心身の状態の現状維持・改善が見込まれる。	
要介護1	「歩行」「洗身」などの能力が低下し、身の回りの世話の一部や立ち上がり等に支えが必要。	介護給付 (P19・P20)
要介護2	「移動」「衣服の着脱」などの能力が低下し、身の回りの世話全般に介助が必要。立ち上がりや歩行に支えが必要。	
要介護3	日常生活の動作の能力が著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要。	
要介護4	要介護3の状態に比べ、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難な状態。	
要介護5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。	

非該当	日常生活はほぼ自立している状態。介護サービスは利用できませんが、必要に応じて市が行う介護予防事業を利用できる場合があります。 (P58～P66)
-----	---

以上が要介護度ごとのめやすですが、上記以外の個々の生活環境等様々な要因とともに併せて審査判定を行っています。

また、介護度は状態ではなく介護の手間がどのくらいかかるのかで判断します。

5. 介護サービスを利用するときは

自宅を中心に受けるサービスは「居宅サービス」または「介護予防サービス」と呼ばれます。自分にあった居宅サービス・介護予防サービスを有効に利用するためには、「居宅サービス計画書」、「介護予防サービス計画書」といった**※ケアプラン**を作成する必要があります。

要介護1から要介護5までの認定を受けた方は、「居宅介護支援事業所」へ連絡し、そこに所属する**※介護支援専門員(ケアマネジャー)**にケアプランの作成を依頼します。

要支援1または要支援2の認定を受けた方は、「西海市地域包括支援センター」(P59)の介護支援専門員(ケアマネジャー)にケアプランの作成を依頼します。

また、自分で作成することも可能ですが、その場合は保険者(西海市)への届け出が必要となります。なお、ケアプラン作成にかかる費用は全額介護保険から支給されますので、利用者の負担はありません。

※ケアプラン

介護サービス利用計画。利用者とその家族がより充実した生活を送れるよう、短期的・長期的な目標が設定される。

※介護支援専門員(ケアマネジャー)

介護の知識を幅広くもった専門家で、介護サービスの利用に当たって、次のような役割を担っています。

- ・介護を必要とする人や家族の相談に応じ、介護上のアドバイスを行う。
- ・介護サービス利用者や家族の希望に沿って心身の状態などを考慮してケアプランを作成する。
- ・サービス事業者への連絡や調整などを行う。
- ・介護保険要介護・要支援認定の申請などの代行を行う。

介護サービスを利用する前に

事業所と契約を結ぶことで、介護サービス利用が始まります。

介護保険では、利用者と居宅支援事業者や介護保険施設などの事業所が個々に「利用契約」を結ぶことでサービスの利用ができます。

契約後に思わぬトラブルにならない為にも、契約時には契約の内容をよく確認してください。

介護サービスの利用

介護給付の対象者

要介護1～要介護5の方

在宅でサービスを利用する場合

●居宅介護支援事業所にケアプラン作成を依頼

居宅介護支援事業所に連絡し、介護サービスを利用したいことを伝え契約を行います。

居宅介護支援事業者が決まったら、市町村の窓口で「居宅介護サービス計画作成依頼書」を提出します。

●ケアプランの作成

介護支援専門員(ケアマネジャー)が利用者宅を訪問し利用者の望む生活の実現に向けた計画原案を作成します。

ケアマネジャーが連絡・調整して、利用者や家族、サービス提供事業者が原案について検討します。

利用者の同意を得て、サービスの種類や回数を決定します。

●サービス事業者との契約

実際にサービスを提供してくれる事業者と契約を行います。

在宅サービスの利用を開始

ケアプランに基づいたサービスを受けます。

施設への入所を希望する場合

●介護保険施設への申し込み

施設への入所を希望されている場合は、直接施設に連絡し申し込みを行います。

●介護保険施設との契約及び施設入所

施設への入所が決定したら契約を行い、入所します。

●ケアプランの作成

入所した施設で、ケアマネジャーと相談して、利用者に適したケアプランを作成します。

利用者の同意を得て、サービスの内容を決定します。

施設サービスの利用を開始

ケアプランに基づいたサービスを受けます。

予防給付の対象者

要支援1・2の方

●地域包括支援センター等に連絡

地域包括支援センター等に連絡をして、介護予防サービスを利用したいことを伝え契約を行います。

●サービス担当者によるアセスメント (課題分析)

地域包括支援センター等の介護支援専門員(ケアマネジャー)等によるアセスメントを行い、本人や家族と話し合いながら、利用者の心身の状態や生活環境を把握し、課題分析や目標設定など介護予防案を考えます。

●ケアプランの作成

目標達成のための支援メニューとして、サービスの種類や回数、利用する事業者などを盛り込んだ介護予防プランを作成します。

介護予防サービスの利用を開始

ケアプランに基づいた介護予防サービスまたは介護予防・生活支援サービスを受けます。

非該当の方

●地域包括支援センターに連絡

「基本チェックリスト」を実施して、生活機能の低下を調べます。

生活機能の低下が見られる方
(事業対象者)

●ケアプランの作成

生活機能低下の原因を分析して、ケアプランを作成します。

介護予防・生活支援
サービス事業の利用

訪問型サービス
通所型サービス
その他の生活支援
サービス

生活機能の低下が見られない方

一般介護予防事業の
利用

介護予防のための体
操教室やレクリエーシ
ョン、講習会など

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

6. 利用者負担割について

介護保険サービスを利用したときの自己負担割合は1割、2割、3割のいずれかになります。利用するサービスによっては、別に食費・居住費や日常生活費などが必要となる場合があります。また、介護保険の対象とならないサービスもあります。

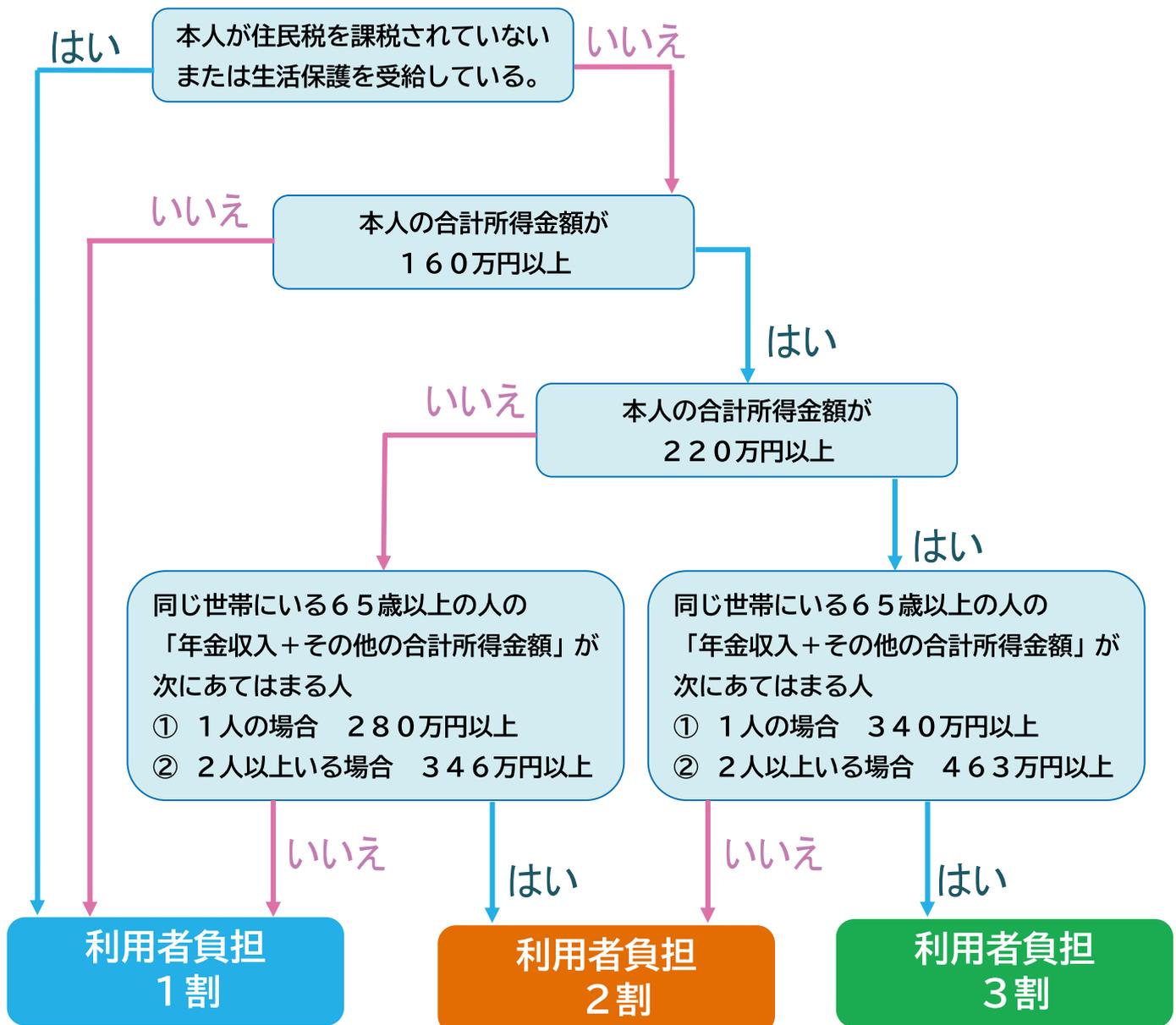
※高額介護サービスの支給（P50・P51参照）があるため、2割、3割負担対象者の自己負担額が必ずしも2倍、3倍になるわけではありません。

利用者負担割合の決まり方

利用者本人と、同じ世帯にいる65歳以上の方の所得により決まります。

利用者負担の割合は要介護認定を受けた際に、西海市から交付される「**介護保険負担割合証**」にて確認できます。

65歳以上の人



介護保険負担割合証

介護保険負担割合証には、介護サービスを利用したときに支払う利用者の自己負担割合が記載されています。介護保険で、要支援・要介護認定を受けた方に交付しますので、サービスを利用するときには、介護保険被保険者証と一緒に提示してください。

介護保険負担割合証見本（表面）

		介護保険負担割合証					
		交付年月日 令和〇年〇〇月〇〇日					
被 保 険 者	番 号						
	住 所						
	フリガナ						
	氏 名						
	生年月日	年 月 日	性別	男・女			
利用者負担の割合	適用期間						
〇割	開始年月日	令和〇年〇〇月〇〇日			有効期間は毎年 7月31日まで です。		
	終了年月日	令和〇年 7月31日					
	開始年月日						
	終了年月日						
保険者番号並びに保険者の名称及び印	4	2	2	1	2	1	長崎県 西海市印
	西海市						
	電話0959-37-0024						

被保険者の住所、氏名、生年月日等が記載されます。

被保険者が介護サービスを利用されたときの、自己負担割合が記載されます。

※介護サービスを受ける際は、介護保険負担割合証の提示が必要です。

※1年ごとに新しい負担割合証を西海市から送付します。送付時期は毎年7月下旬予定です。

※年度（8月1日～翌年の7月31日）の途中でご本人及び同じ世帯の方の所得状況が変わった場合、介護保険の自己負担割合が変更になることがあります。該当した場合は、変更された負担割合が記載された新しい介護保険負担割合証を発送します。

7. 要支援・要介護認定者対象の介護サービス

介護保険のサービスでは、要介護1～5の方は介護サービス、要支援1・2の方は介護予防サービスを利用できます。

区分	サービス	要介護	要支援		参照 ページ	
			要支援1	要支援2		
居宅サービス	自宅に 訪問してもらう	訪問介護(ホームヘルプサービス)	○	×	×	21
		訪問型サービス(総合事業)	×	○	○	61
		訪問入浴介護	○	×	×	22
		介護予防訪問入浴介護	×	○	○	
		訪問看護	○	×	×	22
		介護予防訪問看護	×	○	○	
		訪問リハビリテーション	○	×	×	23
		介護予防訪問リハビリテーション	×	○	○	
		居宅療養管理指導	○	×	×	24
		介護予防居宅療養管理指導	×	○	○	
	施設に 日帰りで通う	通所介護(デイサービス)	○	×	×	24
		通所型サービス(総合事業)	×	○	○	61
		通所リハビリテーション(デイケア)	○	×	×	25
		介護予防通所リハビリテーション	×	○	○	
	一時的に 施設に泊まる	短期入所生活介護 (ショートステイ)	○	×	×	26
		介護予防短期入所生活介護	×	○	○	
		短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	○	×	×	27
		介護予防短期入所療養介護	×	○	○	
	その他の 居宅サービス	特定施設入居者生活介護	○	×	×	28
		介護予防特定施設入居者生活介護	×	○	○	
		福祉用具貸与	○ (介1△)	×	×	29
		介護予防福祉用具貸与	×	△	△	
		特定福祉用具購入	○	×	×	30
		特定介護予防福祉用具購入	×	○	○	
		居宅介護住宅改修	○	×	×	32
		介護予防住宅改修	×	○	○	

区分	サービス		要介護	要支援		参照 ページ
				要支援1	要支援2	
地域密着型サービス	自宅に 訪問してもらう	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	×	×	34
		夜間対応型訪問介護	○	×	×	34
	施設に 日帰りで通う	通所介護	○	×	×	35
		療養通所介護	○	×	×	36
		認知症対応型通所介護	○	×	×	37
		介護予防認知症対応型通所介護	×	○	○	
	その他の 地域密着型 サービス	小規模多機能型居宅介護	○	×	×	38
		介護予防小規模多機能型居宅介護	×	○	○	
		認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	○	×	×	39
		介護予防認知症対応型共同生活介護	×	×	○	
		看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	○	×	×	40
		特定施設入居者介護	○	×	×	41
		介護老人福祉施設	○	×	×	41
	共生型介護サービス (デイサービス)	○	×	×	42	
施設サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)		介3以上	×	×	44
	介護老人保健施設		○	×	×	45
	介護医療院		○	×	×	45
	共生型介護サービス(ショートステイ)		○	○	○	46

※ ×は利用できません。△は一部利用できないものがあります。

訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、食事、入浴、排泄等の身体介護や調理、掃除などの生活援助を受けます。

■サービスの例

- 食事、入浴、排泄のお世話(身体介護)
- 調理、洗濯、掃除などの日常生活の補助(生活援助)

■サービス費のめやす(1回につき)要介護

【身体介護】

	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
30分以上1時間未満	3,870 円	387 円
1時間以上1時間30分未満	5,670 円	567 円
以降30分を増すごとに加算	820 円	82 円

【生活援助中心型】

	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
20分以上45分未満	1,790 円	179 円
45分以上	2,200 円	220 円

【通院等のための乗車または降車の介助】

	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
1回あたり	970 円	97 円

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

自宅に浴室がない場合や寝たきりなどで、自宅での入浴が困難な場合などに、身体の清潔保持と心身機能の維持を図るため、移動入浴車などを利用して入浴の介助を行います。

■サービスの例

- 看護師などによる健康状態のチェック
- 入浴、洗髪の介助

■サービス費のめやす 要介護

	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
1回あたり	12,660 円	1,266 円

■サービス費のめやす 要支援

	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
1回あたり	8,560 円	856 円

訪問看護・介護予防訪問看護

疾患等を抱えている方について、看護師などが自宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

■サービスの例

- 血圧や脈拍などの健康状態のチェック
- 経管栄養のチューブや尿の管、在宅酸素療法の機器などの管理や医療措置

■サービス費のめやす 要介護

	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
病院または診療所の場合 (30分以上1時間未満の場合)	5,740 円	574 円
指定訪問看護ステーションの場合 (30分以上1時間未満の場合)	8,230 円	823 円

■サービス費のめやす 要支援

	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
病院または診療所の場合 (30分以上1時間未満の場合)	5,530 円	553 円
指定訪問看護ステーションの場合 (30分以上1時間未満の場合)	7,940 円	794 円

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

自宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが自宅を訪問して、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。

■サービスの例

- 身体機能の維持、向上を図るための運動
- 自助具の工夫、生活の彩りを得るための援助

■サービス費のめやす 要介護

	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
1回あたり	3,080 円	308 円

■サービス費のめやす 要支援

	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
1回あたり	2,980 円	298 円



居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な方に対して、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが自宅を訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理や指導、助言を行います。

■サービスの例

- 医師による療養上の管理や指導
- 歯科医師による管理や指導
- 薬剤師による服薬の管理や指導
- 歯科衛生士などによる口腔内のケアの指導

■サービス費のめやす(要介護、介護予防)

	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
単一建物居住者が1人 (医師が行う場合)	5,150円	515円
単一建物居住者が2~9人 (医師が行う場合)	4,870円	487円

通所介護(デイサービス)

日帰りでデイサービスセンターや特別養護老人ホームなど通所介護施設に通い、入浴・食事などの提供、日常生活に関する相談・助言、健康状態の確認などの日常生活上の支援やレクリエーションなどを受けることができます。

■サービスの例

- 健康状態のチェックや機能訓練
- レクリエーションなど高齢者同士の交流
- 入浴、食事の提供や送迎の実施
- 理学療法士や作業療法士などによる運動器機能向上のためのサービス
- 管理栄養士による栄養状態の改善のための栄養食事相談などの栄養管理
- 歯科衛生士などによる口腔機能向上のための指導

■サービス費のめやす(1日あたり)要介護

(通常規模型事業所で7間以上8時間未満サービスを受けたとき)

	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
要介護1	6,580円	658円
要介護2	7,770円	777円
要介護3	9,000円	900円
要介護4	10,230円	1,023円
要介護5	11,480円	1,148円

※事業所の規模、利用時間によってサービス費が異なります。

通所リハビリテーション(デイケア)、介護予防通所リハビリテーション

老人保健施設や医療機関等で、入浴・食事などの日常生活上の支援や、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを日帰りで行います。

■サービスの例

- 健康状態のチェックや機能訓練
- レクリエーションなど高齢者同士の交流
- 入浴、食事の提供や送迎の実施
- 理学療法士や作業療法士などによる運動機能向上のためのサービス
- 管理栄養士による栄養状態の改善のための栄養食事相談などの栄養管理
- 歯科衛生士などによる口腔機能向上のための指導

■サービス費のめやす(1日あたり)要介護

(通常規模型事業所で4時間以上5時間未満のサービスを受けたとき)

	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
要介護1	5,530円	553円
要介護2	6,420円	642円
要介護3	7,300円	730円
要介護4	8,440円	844円
要介護5	9,570円	957円

※事業所の規模、利用時間によってサービス費が異なります。

■サービス費のめやす(1ヶ月あたり)要支援

	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
要支援1	22,680円	2,268円
要支援2	42,280円	4,228円

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練を受けることができます。

■サービスの例

- 食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援
- 看護師などによる健康状態のチェックや理学療法士などによる機能訓練

■サービス費のめやす(1日あたり)

(併設型:従来型個室の場合)

	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
要支援1	4,510 円	451 円
要支援2	5,610 円	561 円
要介護1	6,030 円	603 円
要介護2	6,720 円	672 円
要介護3	7,450 円	745 円
要介護4	8,150 円	815 円
要介護5	8,840 円	884 円

(併設型:ユニット型の場合)

	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
要支援1	5,290 円	529 円
要支援2	6,560 円	656 円
要介護1	7,040 円	704 円
要介護2	7,720 円	772 円
要介護3	8,470 円	847 円
要介護4	9,180 円	918 円
要介護5	9,870 円	987 円

※入所する居室のタイプや施設の区分などによりサービス費及び利用者負担額は異なります。

※入所中の食事代や滞在費については別途負担となります。

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などを受けることができます。

■サービスの例

- 食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援
- 看護師などによる健康状態のチェックや理学療法士などによる機能訓練
- 医療ケア

■サービス費のめやす(1日あたり)

(介護老人保健施設:多床室:基本型)

	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
要支援1	6,130 円	613 円
要支援2	7,740 円	774 円
要介護1	8,300 円	830 円
要介護2	8,800 円	880 円
要介護3	9,440 円	944 円
要介護4	9,970 円	997 円
要介護5	10,520 円	1,052 円

※入所する居室のタイプや施設の区分などによりサービス費及び利用者負担額は異なります。

※入所中の食事代や滞在費については別途負担となります。



特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)や養護老人ホームなどに入所し、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けることができます。

■サービスの例

- 食事、入浴、排せつ等、日常生活上必要な介護
- 機能訓練

■サービス費のめやす(1日あたり)

	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
要介護1	5,420 円	542 円
要介護2	6,090 円	609 円
要介護3	6,790 円	679 円
要介護4	7,440 円	744 円
要介護5	8,130 円	813 円

■サービス費のめやす(1日あたり)

	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
要支援1	1,830 円	183 円
要支援2	3,130 円	313 円



福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

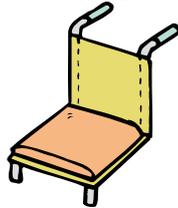
日常生活の自立を助ける用具を借りる(レンタルする)サービスです。

対象の用具(13種類)

①車いす



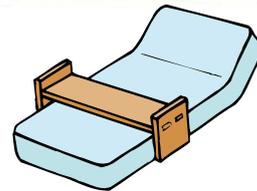
②車いす付属品



③特殊寝台



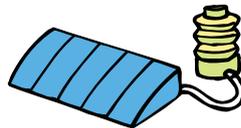
④特殊寝台付属品



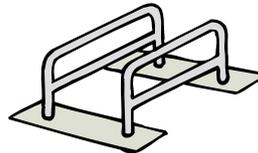
⑤床ずれ防止用具



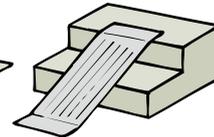
⑥体位変換器



⑦手すり



⑧スロープ



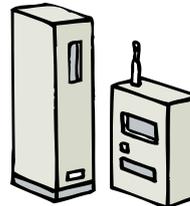
⑨歩行器



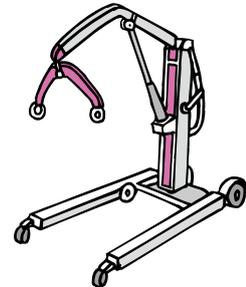
⑩歩行補助つえ



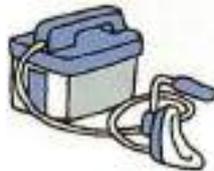
⑪認知症老人徘徊感知機器



⑫移動用リフト



⑬自動排泄処理装置(本体)



※原則、要支援1・2の方、要介護1の方は⑦～⑩のみ利用ができます。

⑬は、要介護4・5の方のみ利用できます。尿のみ自動吸引できるものは、要支援1・2の方、要介護1～3の方も利用できます。

一定の条件に該当すると利用できる場合があります。担当のケアマネジャー等にご相談ください。

※用具の種類や事業所によってレンタル料は異なります。月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担していただきます。

※入院中、施設入所中の方は福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)が利用できません。

特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

入浴やトイレで使う福祉用具については、購入にかかった費用の7割～9割が「福祉用具購入費」として支給されます。ただし、指定を受けていない業者から購入した場合や通信販売・インターネット販売で購入した場合は、支給の対象になりません。

また、支給を受けるためには西海市への申請が必要です。

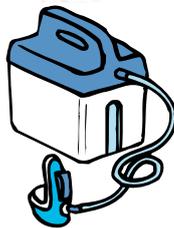
※要介護区分に関係なく支給されます。

対象の用具(8種類)

① 腰掛便座



② 自動排泄処理装置の交換可能部品



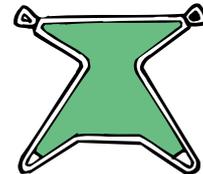
③ 入浴補助用具



④ 簡易浴槽



⑤ 移動用リフトのつり具の部分



⑥ スロープ

⑦ 歩行器(歩行車を除く)

⑧ 歩行補助つえ(松葉づえを除く)

※⑥～⑧については貸与と購入の選択制となります。

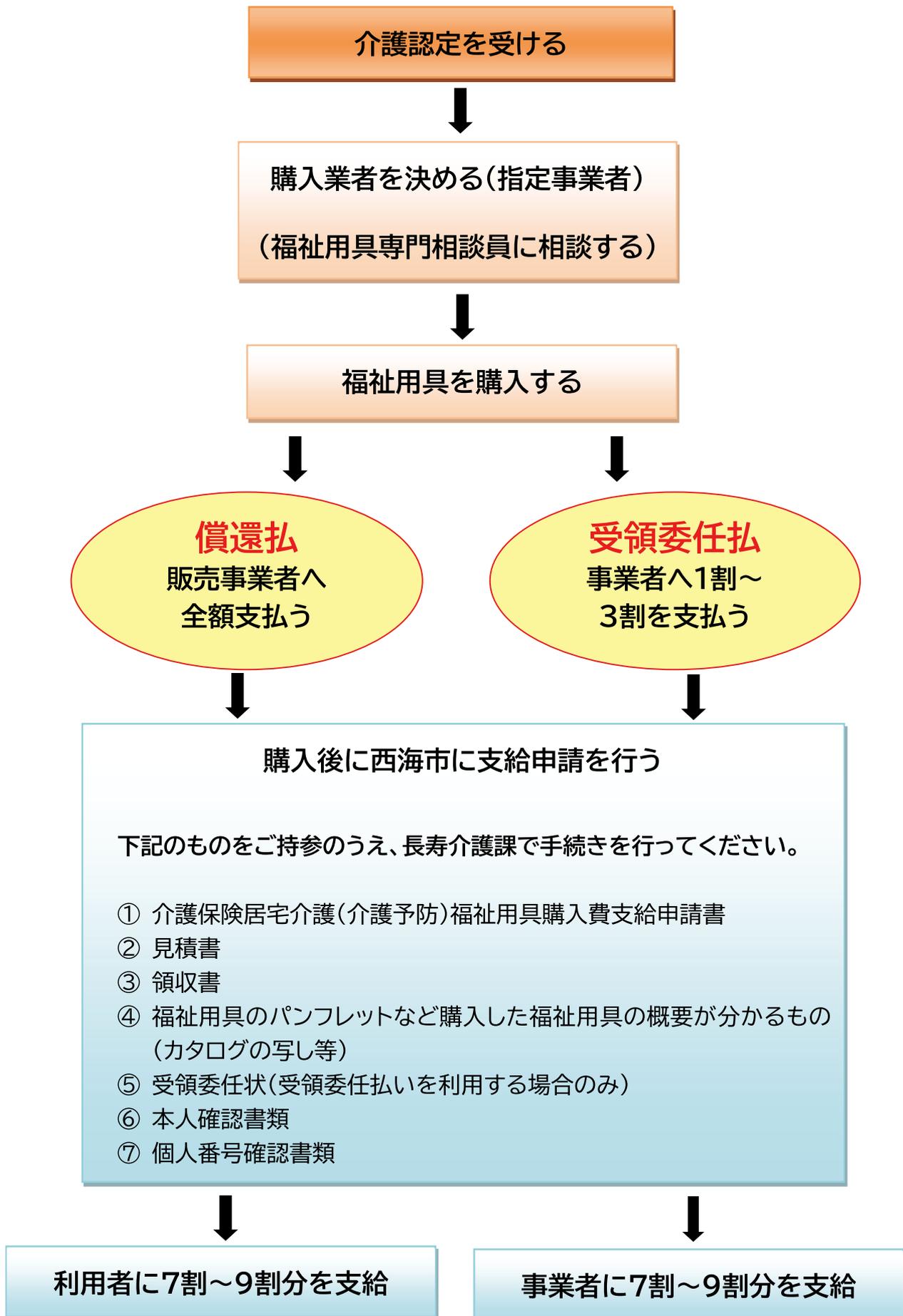
福祉用具購入費の上限

1年間に10万円(毎年4月1日から1年間)が上限で、その1割～3割を自己負担。

費用が10万円かかった場合、1万円～3万円が自己負担額です。

支給方法

- ① 福祉用具購入にかかる費用の全額をいったん販売事業所へ支払っていただき、その後、西海市から利用者へ7割～9割分を支給します。**(償還払)**
- ② 福祉用具購入にかかる費用の1割～3割分を事業所へ支払っていただき、その後、西海市から事業者へ残りの7割～9割分を支給します。**(受領委任払)**



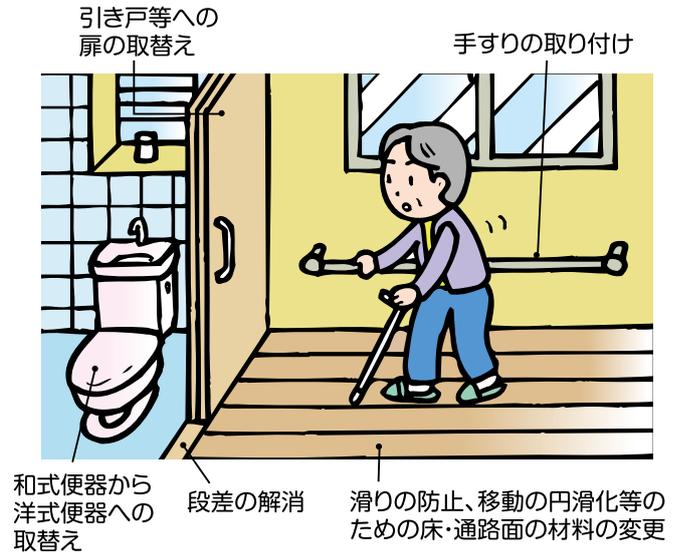
居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

高齢者の居住宅をより安全・快適な住まいに整えるために、手すりの取り付けなどの小規模な住宅改修を行った場合、その費用の一部が支給されます。

※要介護区分に関係なく支給されます。

介護保険の対象となる住宅改修

- ① 手すりの取付け
- ② 段差(傾斜)の解消
- ③ 滑りの防止・移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- ④ 開き戸から引き戸等への扉の取替え、扉の撤去
- ⑤ 和式から洋式便器への取替え
- ⑥ その他①～⑤の工事に附帯して必要となる工事



住宅改修利用限度額

20万円が上限で、その1割～3割が自己負担となります。

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うことができます。

※引越して住所を変更された場合や要介護度が著しく高くなった場合は、すでに住宅改修を行い、20万円未満になっていた支給残額がリセットされ、上限20万円となります。

支給方法

- ① 住宅改修にかかった費用の全額をいったん事業者へ支払っていただき、その後、西海市から利用者へ7割～9割分を支給します。**(償還払)**
- ② 住宅改修にかかった費用の1割～3割分を事業者へ支払っていただき、その後、西海市から事業者へ残りの7割～9割分を支給します。**(受領委任払)**

住宅改修の手続きの流れ

介護認定を受ける

ケアマネジャー等に住宅改修について相談。改修業者を決め、改修内容検討

改修工事前申請を西海市に行う

※事前申請された書類を審査、又は書類で確認できない場合は自宅の状況を調査します。そのうえで、ご本人に住宅改修費事前申請承認通知書を交付します。通知が手元に届いた後に改修を行ってください。

<事前申請に必要な書類>

- ① 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書
- ② 住宅改修の承諾書(住宅所有者が本人と異なる場合のみ必要)
- ③ 受領委任状(受領委任払いを利用する場合のみ)
- ④ 理由書(介護支援専門員などが作成します)
- ⑤ 工事見積書
- ⑥ 改修前の写真(撮影日がわかるもの)
- ⑦ 見取り図
- ⑧ 本人確認書類
- ⑨ 個人番号確認書類

西海市からの審査結果を受けてから改修工事着工

償還払

改修業者へ
全額支払う

受領委任払

改修業者へ
1割~3割を支払う

改修工事後申請を西海市に行う

利用者に
7割~9割分
を支給

改修業者に
7割~9割分
を支給

<事後申請に必要な書類>

- ① 住宅改修費事前申請承認通知書(改修工事前申請の後に、ご本人に送付した通知)
- ② 工事内訳書
- ③ 改修後の写真(撮影日がわかるもの)
- ④ 領収書

8. 主な地域密着型サービス

※西海市内に所在する事業所は、原則的に西海市内に住所を有する方のみが利用可能です。

地域密着型サービス

自宅に訪問してもらう

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通して、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら定期巡回型訪問と随時の対応を行うものです。

定期的な巡回又は随時の対応により、利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他安心して居宅において生活ができるよう支援するサービスです。

■サービスの例

- 定期巡回サービス(定期的な訪問介護サービス)
- 随時対応サービス(24時間連絡受付業務)
- 随時訪問サービス(緊急時や必要時における訪問介護サービス)
- 訪問看護サービス(定期的な訪問看護サービス)

■サービス費のめやす(1か月あたり) ※事業所の規模によって変わることがあります。

	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
要介護 1	79,460 円	7,946 円
要介護 2	124,130 円	12,413 円
要介護 3	189,480 円	18,948 円
要介護 4	233,580 円	23,358 円
要介護 5	282,980 円	28,298 円

※一体型事業所(訪問介護ありの場合)

地域密着型サービス

自宅に訪問してもらう

夜間対応型訪問介護

夜間に定期的にヘルパーなどが巡回して介護を行う訪問介護と、緊急時に利用者が通報するとヘルパーが急行する24時間体制の訪問介護があります。

■サービスの例

- 夜間の定期巡回訪問介護サービス
- オペレーションセンターに配置した看護師などによる通報の受付
- 利用者からの通報による随時の訪問介護

■サービス費のめやす(1か月あたり) ※事業所の規模によって変わることがあります。

	サービス費の例	利用者負担額(1割負担の場合)
オペレーションセンターを設置している場合	基本月額 9,890 円	基本月額 989 円
	定期巡回1回 3,720 円	定期巡回1回 372 円
	随時訪問1回 5,670 円	随時訪問1回 567 円

通所介護

日帰りで地域密着型通所事業所(デイサービスセンター)施設に通い、入浴・食事などの提供、日常生活に関する相談・助言、健康状態の確認などの日常生活上の支援やレクリエーションなどを受けることができます。

■サービスの例

- 健康状態のチェックや機能訓練
- レクリエーション
- 入浴、食事の提供や送迎の実施
- 理学療法士や作業療法士などによる運動器機能向上のためのサービス
- 管理栄養士による栄養状態の改善のための栄養食事相談などの栄養管理
- 歯科衛生士などによる口腔機能向上のための指導

■サービス費のめやす(1日あたり)要介護

(地域密着型事業所で7間以上8時間未満サービスを受けたとき)

	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
要介護1	7,530 円	753 円
要介護2	8,900 円	890 円
要介護3	10,320 円	1,032 円
要介護4	11,720 円	1,172 円
要介護5	13,120 円	1,312 円

※利用時間によってサービス費が異なります。



療養通所介護

常に看護師による観察を必要とする難病、認知症、脳血管疾患後遺症等の重度要介護者又はがん末期患者を対象にしたサービスで、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、自宅にこもりきりの利用者の孤立感の解消や心身機能の維持回復だけでなく、家族の介護の負担軽減などを目的としたサービスです。

利用者が通所介護の施設に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで受けることができます。

利用者の自宅から施設までの送迎も行います。

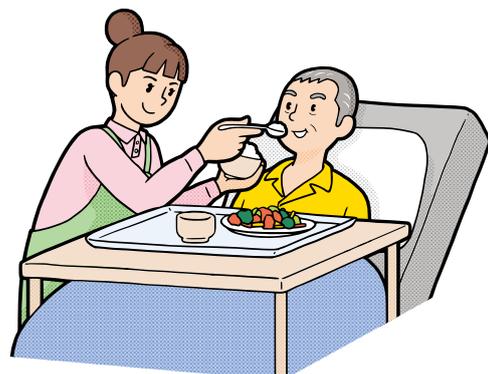
■サービスの例

- 看護師による観察のもと、入浴、食事の提供や送迎の実施
- 運動器機能向上のためのリハビリ

■サービス費のめやす(1か月につき)

(3時間以上6時間未満のサービスを受けたとき)

	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
要介護1	127,850 円	12,785 円
要介護2		
要介護3		
要介護4		
要介護5		



認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方ができるだけ居宅で能力に応じ自立した生活ができるように、デイサービスセンター等に通ってもらい、入浴・排せつ・食事等の介護、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスです。

これまで、利用者のほぼ全員に行われていたサービス(レクリエーション、創作活動など)の他に、事業所によって日常生活上の行為の改善や維持を図るために、利用者個人に対して、心身機能の向上のための様々な専門的なサービスが導入されます。サービスの種類は事業所によって異なります。

■サービスの例

- 健康状態のチェックや機能訓練
- レクリエーション
- 入浴、食事の提供や送迎の実施
- 理学療法士や作業療法士などによる運動器機能向上のためのサービス
- 管理栄養士による栄養状態の改善のための栄養食事相談などの栄養管理
- 歯科衛生士などによる口腔機能向上のための指導

■サービス費のめやす(1回につき)

(7時間以上8時間未満のサービスを受けたとき) ※事業所の規模によって変わることがあります。

	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
要介護1	9,940円	994円
要介護2	11,020円	1,102円
要介護3	12,100円	1,210円
要介護4	13,190円	1,319円
要介護5	14,270円	1,427円
	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
要支援1	8,610円	861円
要支援2	9,610円	961円

※単独型の場合

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

高齢者が可能な限り住み慣れた自宅や地域で在宅生活を継続することができるように、施設への「通い」を中心として、随時利用者宅への「訪問」や短期間の「泊り」を組合せ、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活の世話、機能訓練を行い、心身の状況に応じた一貫したサービスを提供、居宅における生活の継続を支援するサービスです。

■サービスの例

- 食事、入浴、排せつの介助
- 調理、洗濯、掃除などの日常生活の補助
- レクリエーション
- 入浴、食事の提供や送迎の実施
- 運動器機能向上のためのサービス

■サービス費のめやす(1か月あたり)

※利用できる小規模多機能型居宅介護事業所は、原則1カ所です。

	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
要介護1	104,580 円	10,458 円
要介護2	153,700 円	15,370 円
要介護3	223,590 円	22,359 円
要介護4	246,770 円	24,677 円
要介護5	272,090 円	27,209 円
	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
要支援1	34,500 円	3,450 円
要支援2	69,720 円	6,972 円

※あらかじめ7日以内(特別な事情がある場合は14日以内)の利用を定めて短期利用をした場合(1日あたり)

	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
要介護1	5,720 円	572 円
要介護2	6,400 円	640 円
要介護3	7,090 円	709 円
要介護4	7,770 円	777 円
要介護5	8,430 円	843 円
	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
要支援1	4,240 円	424 円
要支援2	5,310 円	531 円

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者に対して、少人数で共同生活を送りながら、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を送られるようにするものです。

■サービスの例

- 食事、入浴、排せつ等の介護
- 介護職員と共同での調理、洗濯、掃除などの日常生活上のお世話
- 機能訓練

■サービス費のめやす(1日あたり) ※2ユニット以上の事業所の場合

	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
要介護1	7,530 円	753 円
要介護2	7,880 円	788 円
要介護3	8,120 円	812 円
要介護4	8,280 円	828 円
要介護5	8,450 円	845 円

※あらかじめ 30 日以内の利用期間を定めて短期利用をした場合(1日あたり)

	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
要介護1	7,810 円	781 円
要介護2	8,170 円	817 円
要介護3	8,410 円	841 円
要介護4	8,580 円	858 円
要介護5	8,740 円	874 円

■サービス費のめやす(1日あたり) ※2ユニット以上の事業所の場合

	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
要支援2	7,490 円	749 円

※あらかじめ 30 日以内の利用期間を定めて短期利用をした場合(1日あたり)

	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
要支援2	7,770 円	777 円

看護小規模多機能型居宅介護

住み慣れた自宅や地域で在宅生活を継続することができるように、「通い」を中心として、随時、「訪問」や「泊り」や「訪問看護」の複合的なサービスの利用により、心身の状況に応じた一貫したサービスを受けることが可能になります。

■サービスの例

- 食事、入浴、排せつの介助
- 調理、洗濯、掃除などの日常生活の補助
- レクリエーション
- 入浴、食事の提供や送迎の実施
- 運動器機能向上のためのサービス
- 看護師による訪問看護サービス

■サービス費のめやす(1か月あたり) ※事業所の規模によって変わることがあります。

	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
要介護1	124,470 円	12,447 円
要介護2	174,150 円	17,415 円
要介護3	244,810 円	24,481 円
要介護4	277,660 円	27,766 円
要介護5	314,080 円	31,408 円

※あらかじめ7日以内(特別な事情がある場合は14日以内)の利用を定めて短期利用をした場合(1日あたり)

	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
要介護1	5,710 円	571 円
要介護2	6,380 円	638 円
要介護3	7,060 円	706 円
要介護4	7,730 円	773 円
要介護5	8,390 円	839 円

特定施設入居者介護

施設の定員が29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事や入浴、機能訓練などが受けられるサービスです。

■サービスの例

- 食事、入浴、排せつの介助
- 運動器機能向上のためのサービス
- 日常生活上の支援

■サービス費のめやす(1日あたり)

	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
要介護1	5,460円	546円
要介護2	6,140円	614円
要介護3	6,850円	685円
要介護4	7,500円	750円
要介護5	8,200円	820円

介護老人福祉施設

施設の定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所する人が、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を目指し、食事や入浴、日常生活上の世話、機能訓練などを受けられるサービスです。

■サービスの例

- 食事、入浴、排せつの介助
- 運動器機能向上のためのサービス
- 日常生活上の支援

■サービス費のめやす(1日あたりユニット型個室の場合)

	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
要介護1	6,820円	682円
要介護2	7,530円	753円
要介護3	8,280円	828円
要介護4	9,010円	901円
要介護5	9,710円	971円

共生型サービス(デイサービス)

共生型通所事業所については、障がい福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援又は放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に介護保険の共生型介護の指定を受けられることとなりました。また、介護保険事業でも新たに障害福祉サービスの提供が可能となりました。

■サービスの例

○デイサービス(生活介護、自立訓練)

■サービス費のめやす

共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所が自立訓練をおこなった場合
(通常規模 7時間以上8時間未満のサービスを受けたとき)

	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
要介護1	6,250円	625円
要介護2	7,380円	738円
要介護3	8,550円	855円
要介護4	9,710円	971円
要介護5	10,900円	1,090円

9. 施設サービス

介護保険では、長期の療養が中心か、また、どの程度医療面でのケアが必要かなどによって、入所する施設を選択し、施設に直接申し込みをします。

※施設サービスは「要支援」と認定された方は利用できません。

施設サービスを利用した場合の負担額

施設サービスを利用した場合の自己負担額は、①施設サービス利用料の自己負担分1割～3割、②食費・居住費、③理美容などの日常生活費等(全額利用者負担)になります。

施設サービス利用料



は利用者負担

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。



介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

○生活全般での介護が必要な方（要介護3～5の方）

食事や排せつなどで常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。

施設サービス計画にもとづく、食事、入浴、排せつなどの介助、その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理などを受けることができます。

※原則、要介護3以上の方に限定されます。

■「介護老人福祉施設」(多床室) サービス費用のめやす(30日)

1 カ 月 に つ き		サービス費用の例	利用者負担額(1割負担の場合)
	要介護1	176,700円	17,670円
	要介護2	197,700円	19,770円
	要介護3	219,600円	21,960円
	要介護4	240,600円	24,060円
	要介護5	261,300円	26,130円

(食事代、居住費、日常生活費等は別途負担していただきます) (看護:介護職員 3:1の場合)

■「ユニット型介護福祉施設」(ユニット型個室中心) サービス費用のめやす(30日)

1 カ 月 に つ き		サービス費用の例	利用者負担額(1割負担の場合)
	要介護1	201,000円	20,100円
	要介護2	222,000円	22,200円
	要介護3	244,500円	24,450円
	要介護4	265,800円	26,580円
	要介護5	286,500円	28,650円

(食事代、居住費、日常生活費、個室料等は別途負担していただきます)

特例入所について

要介護1又は2の方が入所を希望される場合については、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由(以下、特例入所の要件※)のいずれかに該当すると判断される必要があります。

※特例入所の要件

- ・認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。
- ・知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。
- ・家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難である。
- ・単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。

※なお、特例入所にあたっては、施設と入所申込者の介護保険の保険者である市町村との間で必要な情報提供等を行います。

介護老人保健施設

○在宅復帰を目指してリハビリを受けたい方（要介護1～5の方）

病状が安定し、治療より看護や介護に重点をおいたケアが必要な高齢者の方が入所します。

施設サービス計画にもとづく、医療、看護、医学的管理下での介護、機能訓練や日常生活上の支援などを受けることができます。

■「介護老人保健施設」サービス費用のめやす(30日)(従来型個室)

1 カ 月 に つ き		サービス費用の例	利用者負担額(1割負担の場合)
	要介護1	215,100円	21,510円
	要介護2	228,900円	22,890円
	要介護3	248,400円	24,840円
	要介護4	264,900円	26,490円
	要介護5	279,600円	27,960円

(食事代、居住費、日常生活費等は別途負担していただきます)

介護医療院

介護医療院は、介護療養型医療施設の転換施設として創設されました。今後増加が予想される慢性期の医療と介護のニーズの両方に対応するための、新たな介護保険施設として位置づけられています。主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。

【介護医療院の特徴】

- ① 「生活の場としての機能」を兼ね備えます。
- ② 日常的に医療ケアが必要な方を受け入れます。
- ③ 看取り介護やターミナルケアにも対応します。

共生型サービス(ショートステイ)

介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所のいずれかの運営基準や指定基準を満たしていれば、「共生型サービス事業所」として介護保険・障害福祉どちらの指定も受けることができます。

■サービスの例

○食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援

■サービス費のめやす(1日あたり)

(併設型:従来型個室の場合)

	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
要支援1	4,140 円	414 円
要支援2	5,160 円	516 円
要介護1	5,540 円	554 円
要介護2	6,180 円	618 円
要介護3	6,850 円	685 円
要介護4	7,490 円	749 円
要介護5	8,130 円	813 円

サービス支給限度額

介護サービス費用の一部を負担します

利用者のサービス費用の1割から3割は自己負担になります。
 また要介護状態区分に応じて一か月に利用できる金額には上限（限度額）が設定されています（下表）。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担となります。

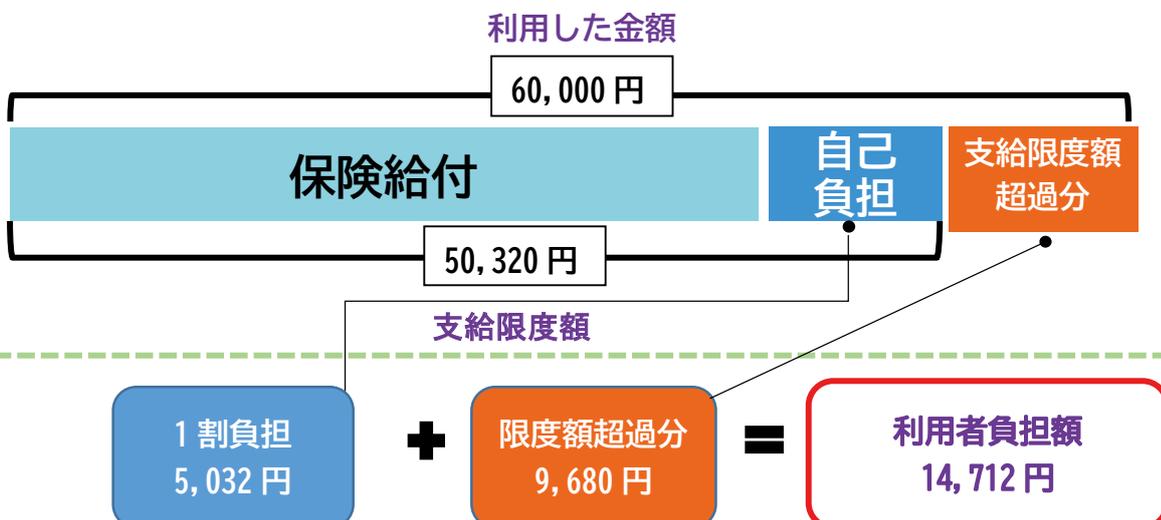
《 サービスの支給限度額のめやす（1ヶ月）と負担割合別の自己負担額 》

要介護度	支給限度額	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

支給限度額に含まれないサービス

- ・ 特定福祉用具購入
 - ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を除く）
 - ・ 居宅介護住宅改修
 - ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - ・ 居宅療養管理指導
 - ・ 特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型、短期利用を除く）
 - ・ 認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
- ※介護予防サービスについても同様です。

例 要支援1の方が、月60,000円分のサービスを利用した場合（自己負担1割）



10. 負担軽減制度とサービス支給限度額

施設サービス利用時の居住費と食費の負担が軽くなります

介護保険施設に入所する場合や短期入所生活介護(ショートステイ)を利用する方の食費・部屋代については、ご本人による負担が原則ですが、所得の低い方については、食費・部屋代の負担軽減を行っています。自己負担の上限を超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

なお、有料老人ホームやグループホームなどは対象外となります。

※給付を受けるには、市町村へ「介護保険負担限度額認定申請書」等を提出する必要があります。

※世帯分離をしても配偶者（事実婚を含む）が住民税を課税されている場合は課税世帯扱いとなります。



居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)令和6年7月まで

減額後の利用料(日額)				食費	居住費			
					ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室
利用者負担段階								
1	世帯員全員が住民税非課税	・老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円
2	住民税非課税	合計所得金額と年金収入額の合計が年間80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	390円 【600円】	820円	490円	490円 (420円)	370円
3-①	住民税非課税	合計所得金額と年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	650円 【1,000円】	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円
3-②	住民税非課税	合計所得金額と年金収入額の合計が年間120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,360円 【1,300円】	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円
4		・上記以外の方			負担限度額なし			



居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)令和6年8月から

減額後の利用料(日額)				食費	居住費			
					ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室
利用者負担段階								
1	世帯員全員が住民税非課税	・老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	300円	880円	550円	550円 (380円)	0円
2	住民税非課税	合計所得金額と年金収入額の合計が年間80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	390円 【600円】	880円	550円	550円 (480円)	430円
3-①	住民税非課税	合計所得金額と年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	650円 【1,000円】	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円
3-②	住民税非課税	合計所得金額と年金収入額の合計が年間120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,360円 【1,300円】	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円
4		・上記以外の方			負担限度額なし			

※第4段階の方の食費・居住費に関しては、施設にお問い合わせください。

※()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。

自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1~3割)の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

利用者負担の上限額

所得区分	上限額
生活保護を受給している方・老齢福祉年金を受給している方で世帯全員が市町村民税非課税の場合	個人 15,000 円 世帯 15,000 円
世帯全員が市町村民税非課税で、「合計所得金額+課税年金収入額」≤80 万円の場合	個人 15,000 円 世帯 24,600 円
世帯全員が市町村民税非課税で、「合計所得金額+課税年金収入額」>80 万円の場合	個人 24,600 円 世帯 24,600 円
上記以外の一般世帯の方	世帯 44,400 円
現役並み所得相当の世帯の方 (年収約 383 万円以上 770 万円未満)	世帯 44,400 円
現役並み所得相当の世帯の方 (年収約 770 万円以上 1,160 万円未満)	世帯 93,000 円
現役並み所得相当の世帯の方(年収約 1,160 万円以上)	世帯 140,100 円

※同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の利用者負担を合計。上限額は世帯上限額となります。

高額介護サービス費支給の手続方法

高額介護サービス費の支給対象になった場合は、西海市から申請書を発送します。申請書に記入のうえ、提出してください。申請書を記入するのは、初めて高額介護サービス費支給に該当したときのみです。一度、申請書を提出していただければ、次回以降、支給に該当した場合は自動的に指定されている口座に振り込まれます。

介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で医療保険と介護保険の両方を利用し、医療と介護の年間の自己負担額を合計したとき、一定の限度額を超えている場合には、超えた分が後から支給されます。

(高額医療・高額介護合算制度)

- ※ 同じ世帯でも、それぞれが異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- ※ 限度額を超えた額が500円未満の場合は支給されません。

■70歳未満の方

区分	限度額
年間所得901万円超	212万円
年間所得600万円超 901万円以下	141万円
年間所得210万円超 600万円以下	67万円
年間所得210万円以下	60万円
住民税非課税	34万円

■70歳以上の方

区分	限度額
課税所得690万円以上	212万円
課税所得380万円以上 690万円未満	141万円
課税所得145万円以上 380万円未満	67万円
課税所得145万円未満	56万円
住民税非課税	31万円
住民税非課税 (所得が一定以下)	19万円

※計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの12か月です。

高額医療・高額介護合算の手続方法

支給対象になった場合は、西海市から申請書を発送します。申請書に記入のうえ、提出してください。申請書は該当する年に毎回発送しますので、届きましたらその都度申請してください。

社会福祉法人による利用者負担の軽減

世帯での所得が低く特に生計が困難な方が、社会福祉法人が提供する介護サービスを利用される場合、利用料が軽減できる場合があります。(西海市に申請が必要です。)

対象となる方

次の①から⑥の全てに該当する方

- ① 世帯全員が市町村民税非課税の方
- ② 年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が1人増えるごとに 50 万円を加算した額以下
- ③ 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下
- ④ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ⑤ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑥ 介護保険料を滞納していない方

対象サービス

訪問介護、夜間対応型訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業、第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業

社会福祉法人による利用者負担額軽減を行っている法人

(順不同)

法人の名称	法人の所在地	電話番号
社会福祉法人 椿ヶ丘	長崎市神浦丸尾町 1553 番地	0959-24-0130
社会福祉法人 <small>じゅせんかい</small> 寿泉会	西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷 1123 番地 14	0959-22-0123
社会福祉法人 せいひ会	西海市西彼町中山郷2116番地	0959-28-1100
社会福祉法人 西海市社会福祉協議会	西海市西海町黒口郷 1477 番地 1	0959-29-4081
社会福祉法人 福医会	西海市大島町 1876 番地 59	0959-34-2288
社会福祉法人 ふるさと	西海市西海町川内郷 1484 番地	0959-32-0785
社会福祉法人 <small>ごうんかい</small> 五蘊会	長崎市琴海戸根町 743 番地 47	095-884-3510
社会福祉法人 <small>せいわふくしかい</small> 正和福祉会	佐賀県武雄市山内町大字大野 7045 番地	0954-45-5155

離島等でサービスを利用する場合の軽減措置

訪問介護等のサービスを受けた場合は、離島等の特別地域加算で利用料が割増となった分を減額することがあります。また、離島に居住する方が、訪問看護又は訪問リハビリテーションを受けた場合、事業者が渡航に要する費用を助成する制度があります。

原爆被爆者、被爆体験者の方について

被爆者健康手帳の交付を受けている方、被爆体験者精神医療受給者証の交付を受けた方が、介護保険サービスを受けた場合は、利用料の助成がされる場合がありますので、サービスを受ける事業者に直接お尋ねください。



11. 介護保険の苦情、相談について

利用している介護サービスについて、不満や疑問を持っているけれども、直接事業所に話しにくい場合や、話したけれども解決しない場合は、西海市長寿介護課で苦情や相談を受け付けています。

介護サービス利用料の支払いが一時的にできないとき

生活福祉資金貸付制度(県社会福祉協議会)での貸付を受けられる場合があります。貸付に関するお問合せは、西海市社会福祉協議会(Tel0959-29-4081)にて受付ています。



12. 所得控除(介護保険料及び介護サービス利用料)

各年(1月1日から12月31日まで)に支払った介護保険料や介護保険サービス費の自己負担額は確定申告等において、所得税法の所得控除の対象となるものがあります。

介護保険料について → 社会保険料控除

○普通徴収(納付書払い、口座振替払い)

1年間に支払った介護保険料について、窓口申請により「介護保険料納付確認書」(無料)を発行しますので、申告の際にご利用ください。

○特別徴収(年金から天引き)

各年金保険者(日本年金機構や各共済組合)から1月末に郵送される「公的年金等の源泉徴収票」に、「社会保険料の金額(介護保険料額)」として表示されます。

ただし、障害年金や遺族年金は、所得税の課税対象となっていない(非課税)ため、その年金を受けている人には、源泉徴収票は送付されません。申告にご利用の際は、窓口申請により「介護保険料納付確認書」(無料)を発行します。

介護サービス利用料について → 医療費控除

申告の際に医療費控除の対象となります。

ただし、他の医療と介護保険サービス費の自己負担額の合計(同一世帯の分も含む)が、10万円又は申告者の総所得金額の5%のいずれか少ない額を超えたときに限ります。

介護サービス利用料のうち、次のものが確定申告等における医療費控除の対象となります。詳しくは西海市長寿介護課までお問い合わせください。

1. 医療費控除の対象となる医療系居宅サービス等

訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導(医師等による管理指導)、通所リハビリテーション(医療機関でのデイサービス)、短期入所療養介護(ショートステイ)、のサービスにかかる自己負担額全額。

※介護予防サービスを含む。

2. 1の居宅サービス等と併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となる福祉系居宅サービス等

訪問介護(生活援助中心型を除く。)、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護(ショートステイ)、地域支援事業の訪問型サービス(生活援助中心のサービスを除く。)、地域支援事業の通所型サービス(生活援助中心のサービスを除く。)の保険給付対象の自己負担額全額。

※介護予防サービスを含む。

3. 医療費控除の対象外となる居宅サービス等

訪問介護（生活援助中心型）、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、地域支援事業の訪問型サービス（生活援助中心）、地域支援事業の通所型サービス（生活援助中心）、地域支援事業の生活支援サービス

※介護予防サービスを含む。

4. 医療費控除の対象となる施設サービス

介護老人保健施設、介護医療院

（食費・居住費を含む、施設サービス費の支払った自己負担額が控除対象）

介護老人福祉施設

（食費・居住費を含む、施設サービス費の自己負担額として支払った額の2分の1が控除対象）

※サービス事業所によっては、利用料等の領収書に、医療費控除の対象となる医療費の額が記載されている場合があります。

※高額介護サービス費として払戻しを受けた場合は、その高額介護サービス費を医療費の金額から差し引いて医療費控除の金額を計算することになります。



おむつ代について

おおむね6か月以上寝たきりであり、医師が治療上必要であると認める者のおむつ代は、医療費控除の対象になります。1年目の方は医師の証明が必要です。2年目以降、要介護又は要支援認定者で以下の要件を満たす方は、西海市長寿介護課が発行する「主治医意見書の内容確認書」でも控除の対象になります。（西海市に申請が必要です。）

「主治医意見書の内容確認書」を発行できる方

1. 要介護又は要支援の認定を受けている方
2. その年に書かれた主治医意見書で「寝たきり度」が「B1～C2」で「尿失禁の発生可能性」が「あり」の方

申告年	必要書類	
1年目	おむつ使用証明書※1	おむつ代の 領収書
2年目以降	おむつ使用証明書または、 主治医意見書の内容確認書※2	

※1 証明は病院で行います。

※2 「主治医意見書の内容確認書」の発行要件を満たさない方はおむつ使用証明書が必要です。

身体障害者手帳をお持ちでない方の障害者控除について

満65歳以上の方で、身体や精神に障がいがあり、障がい者に準ずるとみなされる方は、身体障害者手帳をお持ちでない場合であっても、所得税や住民税の障害者控除を受けられる場合があります。障害者控除を受けるためには、「障害者控除対象者認定証」が必要です。証明のための申請は西海市長寿介護課で受け付けています。

詳しくは、西海市長寿介護課（TEL0959-37-0024）へお問い合わせください。



13. 地域支援事業

地域支援事業は、高齢者が要介護(要支援)状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、西海市が実施する事業です。

市では、介護保険法の改正により、全国一律の介護予防サービスのうち、訪問介護と通所介護を「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」に移行しました。

高齢者が生きがいを持ちながら、住み慣れた地域で生活続けることができるよう事業の充実を図ります。また、地域の実情に応じて効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、多様な担い手による多様なサービスを構築しています。

地域支援事業の構成

I. 介護予防・日常生活支援総合事業(要支援1~2、それ以外の方)

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - ・その他の生活支援サービス(配食等)
 - ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

II. 包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
 - ・介護予防ケアマネジメント
 - ・総合相談支援業務
 - ・権利擁護業務
 - ・ケアマネジメント支援
 - ・地域ケア会議の充実
- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施設の推進
(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
- 生活支援サービスの体制整備
(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

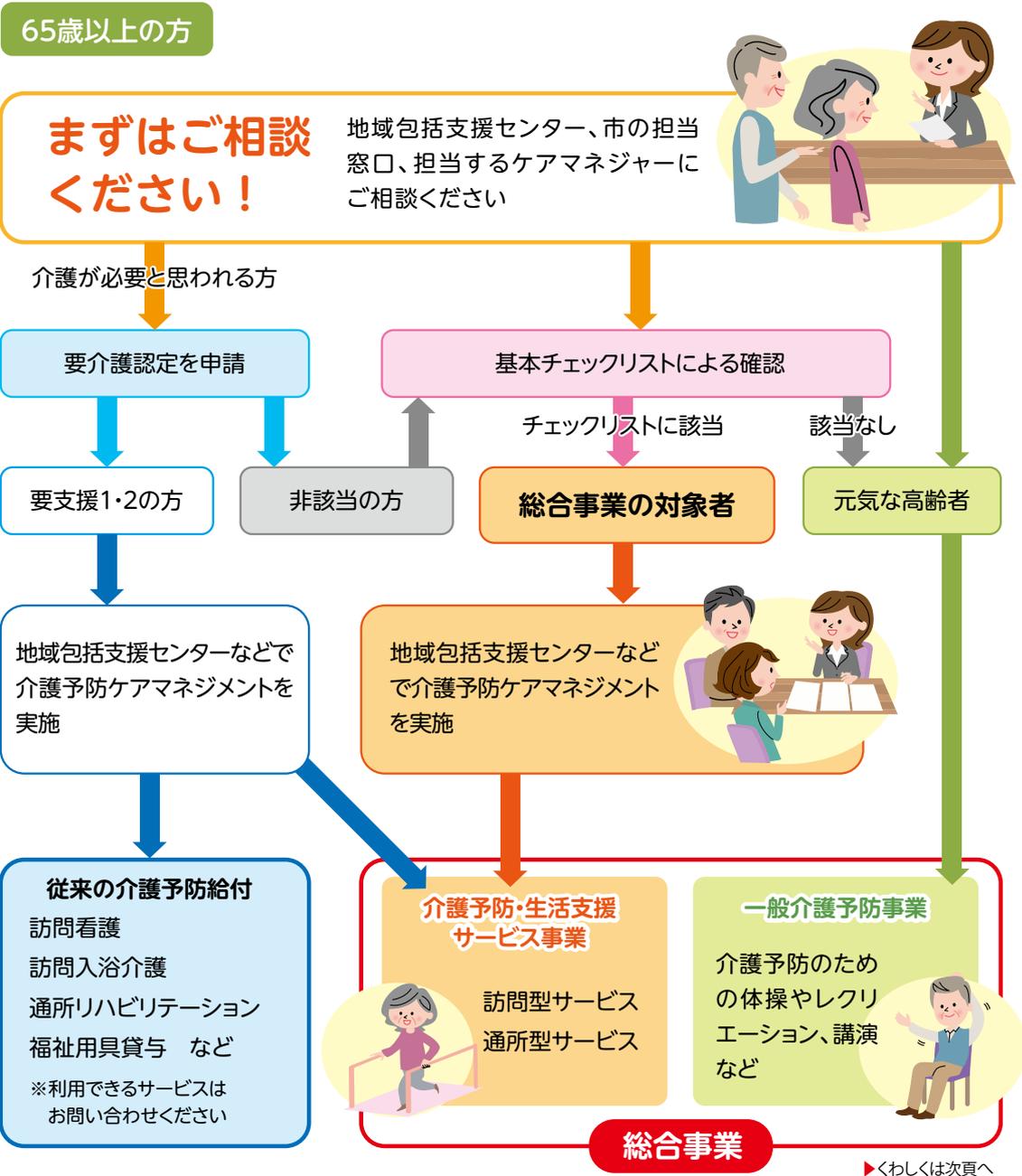
III. 任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

介護予防・日常生活支援総合事業を利用するには

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業と記載）には、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」があります。要介護認定を受けていなくても、必要と判断されればサービスが利用できます。

まずは、西海市地域包括支援センター（Tel 0959-37-0245）へご相談下さい。



総合事業で利用できるサービス

○介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス (第1号訪問事業)	訪問型サービス(独自)	旧介護予防訪問介護相当
	訪問型サービス A	緩和した基準によるサービス
	訪問型サービス C	短期集中予防サービス
通所型サービス (第1号通所事業)	通所型サービス(独自)	旧介護予防通所介護相当
	通所型サービス A	緩和した基準によるサービス
	通所型サービス B	住民主体による支援
その他の生活支援サービス	配食サービス	栄養改善及び見守りを目的とした配食

○一般介護予防事業

- ① 介護予防把握事業
- ② 介護予防普及啓発事業
- ③ 地域介護予防活動支援事業
- ④ 一般介護予防事業評価事業
- ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

○その他の事業

- ① 家族介護支援事業
- ② 要介護者配食サービス事業

1. 訪問型サービス(第1号訪問事業)

(西海市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱)

① 訪問型サービス(独自)

要支援認定者の方及び事業対象者の方が身体介護を伴う場合及び多様なサービスの利用が困難な場合に、訪問介護員(ヘルパー)による生活援助を行い、自立を促し、要介護状態になることを予防します。

■サービス費のめやす(1か月あたり)

	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
週1回程度の利用	11,760円	1,176円
週2回程度の利用	23,490円	2,349円
週3回以上の利用 (要支援2のみ)	37,270円	3,727円

② 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)

要支援認定者(訪問介護を受けていない方)及び事業対象者で単身世帯、高齢者のみ世帯、またはこれに準ずる世帯の方に、ヘルパー等により日常的な家事援助等を行い、自立を促し、要介護状態になることを予防します。

③ 訪問型サービスC(短期予防集中サービス)

要支援認定者及び事業対象者で体力の改善や日常生活動作の改善が必要と思われる方に、保健師・看護師・栄養士等が対象者の居宅を訪問し、元気に過ごすために役立つ方法など必要な相談指導を行います。

2. 通所型サービス(第1号通所事業)

① 通所型サービス(独自)

要支援認定者の方及び事業対象者の方が多様なサービスの利用が困難な場合にデイサービスセンターなどの施設に通い、サービス(入浴・食事などの提供、日常生活に関する相談・助言、健康状態の確認等)を受けることで要介護状態になることを予防します。

■サービス費のめやす[共通サービス](1か月あたり)

	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
事業対象者・要支援1	17,980円	1,798円
事業対象者・要支援2	36,210円	3,621円

■ サービス費のめやす[選択的サービス](1か月あたり)

	サービス費	利用者負担額(1割負担の場合)
栄養改善サービス	2,000円	200円
口腔機能向上サービス	(Ⅰ)1,500円 (Ⅱ)1,600円	(Ⅰ)150円 (Ⅱ)160円
生活機能向上グループ活動	1,000円	100円
栄養アセスメント	500円	50円

※事業所によって提供できるサービスが違い、各種加算があります。

② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)

要支援認定者(介護を受けていない方)及び事業対象者の方に身体介護を伴わない日常生活に関する相談・助言、健康状態の確認等を行ない、閉じこもりを防ぎ、生きがいを持って地域において自立した日常生活を送ることができるように支援する事業です。

心身の機能向上に効果的な取り組みを支援し、介護予防ファイルを活用したセルフケアの定着を図りながら、要介護状態になることを予防します。

③ 通所型サービスB (住民主体のサービス)

要支援認定者及び事業対象者、65歳以上の高齢者の方を中心とした住民主体による心身の機能向上に効果的な体操やレクリエーション等の取り組みを6ヶ月以上継続して行っている団体に補助金を支給し、介護予防ファイルを活用したセルフケアの定着を図りながら、介護予防のための通いの場づくりを支援します。

介護予防・生活支援サービス事業

3. その他の生活支援サービス(配食サービス事業)

要支援認定者及び事業対象者で単身世帯、高齢者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯の方(心身の状況等により食の確保が困難で、安否確認が必要な方及び栄養改善が必要な方)に対して、栄養バランスのとれた食事を1日1食提供すると共に安否確認を行います。

一般介護予防事業

介護予防普及啓発事業

介護予防の重要性について、老人クラブ等の定例会やサロンに出向き、普及啓発を図ります。

一般介護予防普及啓発事業

認知機能を高めるための取り組みとして、認知症の予防・悪化防止を図るための普及啓発の事業を行います。

地域介護予防活動支援事業

地域における介護予防活動を支援するために、介護予防と生活支援に関するボランティア等の人材育成及び支援を行います。

地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、地域ケア会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

家族介護支援事業

家族介護事業

高齢者を介護している家族や、近隣の援助者の方などを対象に、在宅生活を支援するための介護方法、介護予防及び介護者の健康づくりなどに関する知識・技術の修得を図るため、家族教室又は、家族介護相談会を開催します。

要介護者配食サービス事業

要介護認定者のうち、単身世帯、高齢者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯の高齢者であって、訪問介護サービス等で食の確保ができず、心身の状況等により毎日の食事をまかなうことが困難な方を対象に、栄養バランスのとれた食事を1日1食提供します。

14. 保健福祉事業

在宅高齢者等介護用品支給事業

要介護4以上と判定された在宅の高齢者であって、介護保険料の未納がなく、当該年度住民税非課税世帯に属する方を現に介護している家族又は本人が利用できます。ただし、支給月に半数以上在宅の場合に限ります。

○支給限度額

月額 6,250 円を限度 超えた部分については全額自己負担になります。

○支給される品目

紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、おしりふき、ポータブルトイレ用消臭剤等



15. 西海市地域包括支援センター

地域包括支援センターでは、「高齢者がいつまでも、自分らしく、住み慣れた地域で暮らせるように」主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などがチームとなって、高齢者やその家族などからの各種相談を受け、支援にあたります。また、介護予防ケアプランを作成したり、要介護状態になることを予防するための事業などを行っています。

1. 包括的支援事業

総合相談（さまざまな相談ごと）

高齢者だけでなく、その家族や近隣に暮らす人々、ケアマネジャーやサービス事業者などの関係者から、介護に関する相談や心配ごと、悩み以外にも、健康や福祉、医療、生活に関することなどの相談を受け、適切な機関に繋いだり、関係者や関係機関と連携し、問題解決に向けて支援していきます。

介護予防ケアマネジメント

事業対象者（虚弱な状態にある高齢者）を対象にケアプランを作成し、通所型サービスの教室参加などを通じて、要介護状態になることの予防を図ります。また、要介護状態になることを予防するために、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上、閉じこもり予防、認知症予防、うつ予防などの事業を行っています。

包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、さまざまな職種や関係機関と連携するためのネットワークづくりを進めています。また、地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるように支援や指導を行い、質の高いサービスの提供に努めています。



権利擁護

虐待を受けている高齢者や認知症などにより判断能力が低下している高齢者の権利を守るため、各種相談や通報を受付けています。「虐待されているようだ。」「悪徳商法の被害にあっているようだ。」など、気になることがあれば、ご相談ください。また、虐待を受けている高齢者や判断能力が低下している高齢者等が、財産管理やサービスの利用などの各種契約を行う時に、不利益を受けたり、悪徳商法の被害者となることを防ぐための成年後見制度や日常生活自立支援事業などの相談も受け付け支援しています。

成年後見制度

成年後見制度とは、知的障害や精神障害、認知症により判断能力が十分でない方を、法律的に保護し、支えるための制度です。預金の解約や施設入所等福祉サービス利用契約の締結、不動産の売買等の財産処分を行う必要があっても、判断能力が不十分な場合があります。このため、家庭裁判所が、判断能力が不十分な方を援助する人を選ぶことにより、本人を法律的に支援する制度です。今すぐ制度を利用する法定後見制度と将来に備えて後見人を決める任意後見制度があります。成年後見制度利用の必要性があっても、身寄りがない、又は親族がいても関係が希薄等の理由で親族による申し立てができない場合、市町村長が審判申し立てを行えることとなっています。西海市では、市町申し立て及び低所得者の方に対する、成年後見制度の申立に要する経費や成年後見人等への報酬の助成を行っています。

2. 指定介護予防支援事業所業務

介護予防ケアマネジメント

介護保険で要支援1、2と認定された高齢者等の介護予防ケアプランを作成し、介護予防サービスが利用できるように連絡調整したり、介護保険制度についての相談を受け付けています。

問い合わせ先

- 西海市地域包括支援センター (TEL: 0959-37-0245)
西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷2253番地
- 西海・西彼・大崎サブセンター
(TEL: 0959-37-0240 西海総合支所内)

16. 広報について

制度説明 「西海市まちづくり出前講座」

地域や職場からの依頼により西海市長寿介護課または包括支援課の職員が出向いてご説明いたします。説明会の申込みについては、下記へおたずねください。

- ・政策企画課 TEL:0959-37-0063
- ・長寿介護課 TEL:0959-37-0024
- ・包括支援課 TEL:0959-37-0245

ホームページの開設

西海市ホームページ「西海市ウェブサイト」の中に、制度全般の説明や質問コーナーを設置し、疑問にお答えします。

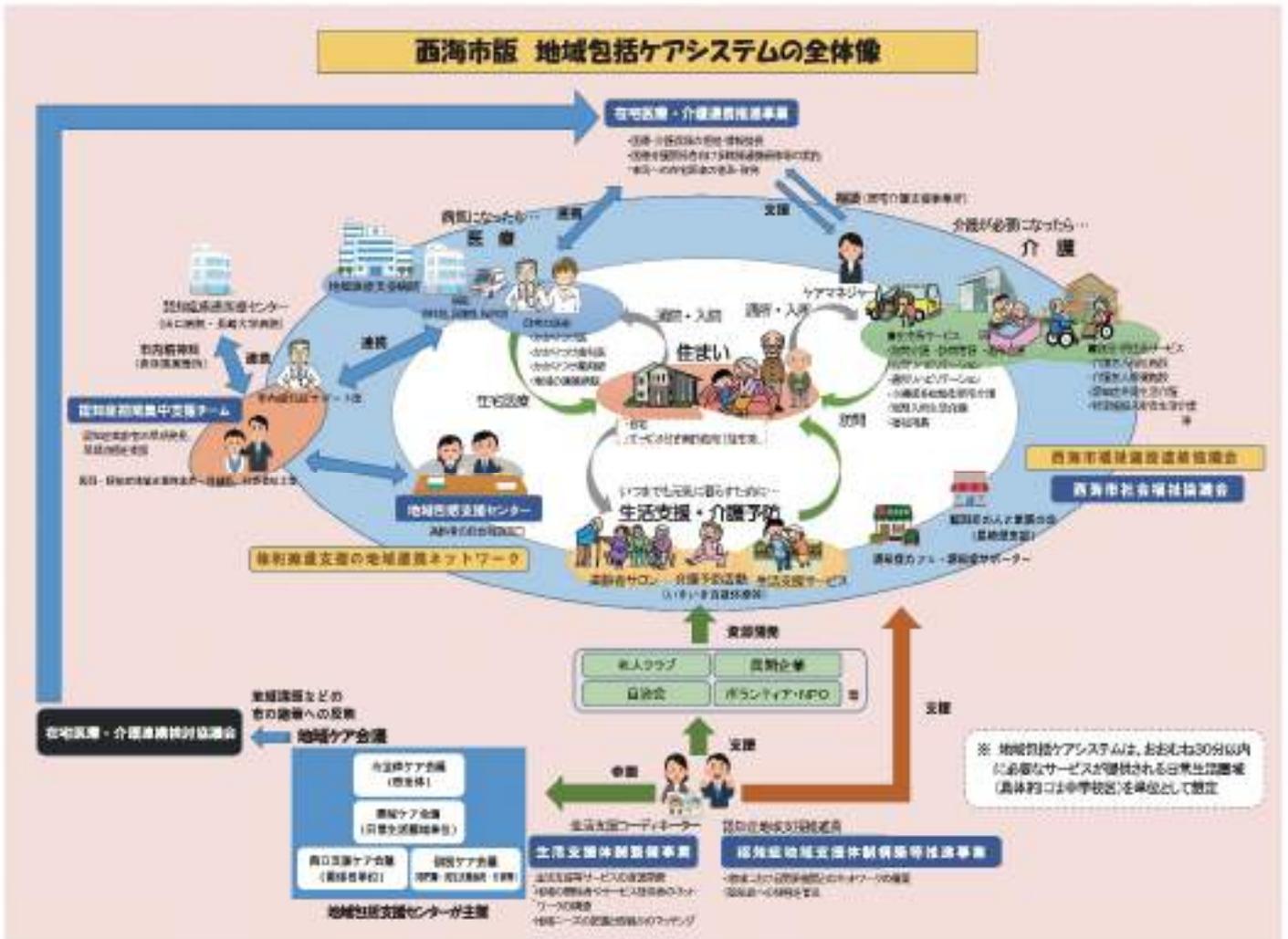
ホームページアドレス:<https://www.city.saikai.nagasaki.jp/>

その他の介護保険関係情報

西海市のホームページの他に、独立行政法人 福祉医療機構のホームページWAMNET(ワムネット)があります。全国の事業所名など最新の情報が記載されています。

WAMNETホームページアドレス:<https://www.wam.go.jp>

17. 地域包括ケアシステムの構築と深化



4
⑯ 広報について ⑰ 地域包括ケアシステムの構築と深化

西海市では、高齢化が進展する中、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるように地域包括ケアシステムの構築を進めています。

さらに、高齢者の自立支援と要介護の重度化防止、「地域共生社会」の実現を目指しています。

「西海市版地域包括ケアシステムの全体像」で示しているように、今後も医療、介護、保健、疾病予防、住まい・住まい方、生活支援、見守り等、専門職・関係機関のネットワーク、住民参画（自助・互助）、行政の関与連携について、今後更に取組を強化していきます。

また、近年、個人や世帯がかかえるリスク（貧困・虐待・認知症・8050問題等）が重複するケースが存在しています。そのような複雑化・複合化する課題に対応できるよう、庁内各部署のみならず、社会福祉協議会・地域福祉連絡会等の様々な分野の関係機関と連携しながら、課題の解決を図ります。

18. 主な関係先

関係先名	所在地	電話番号	主な事業
西海市社会福祉協議会	西海町黒口郷 1477-1	(0959) 29-4081	地域福祉活動 ボランティア、ふれあい相談
西海市民生委員 児童委員協議会連合会	大瀬戸町瀬戸檜浦郷 2278-1 市役所第1別館1階 福祉課内	(0959) 37-0069	社会福祉の増進、日常生活の相談・援助、福祉サービス情報提供
西海市老人クラブ連合会	西海町黒口郷 1477-1 社会福祉協議会内	(0959) 29-4111	老人クラブへの入会・結成 生活・地域を豊かにする活動
西海市シルバー 人材センター	大瀬戸町瀬戸板浦郷 920-12	(0959) 22-9086	経験・知識などを生かした就業機 会の確保、社会参加の推進
長崎県すこやか長寿財団	長崎市茂里町 3-24 長崎県 総合福祉センター3階	(095) 847-5212	すこやか長寿大学校、県ねんりん ピック、すこやか介護講座、福祉 機器普及事業、認知症介護実践 研修
長崎県長寿社会課	長崎市尾上町 3-1	(095) 824-1111(代)	高齢者福祉、福祉施設、高齢化社 会对策、介護保険
西海市福祉事務所	大瀬戸町瀬戸檜浦郷 2278-1 市役所第1別館1階	(0959) 37-0069	福祉六法に定める援護、育成又は 厚生 の措置
西海市健康ほけん課	大瀬戸町瀬戸檜浦郷 2278-1 市役所第1別館2階	(0959) 37-0067	特定健康診査、後期高齢者医療、 国保、健康相談、健康教室 予防接種、訪問指導
西海市教育委員会 社会教育課	大瀬戸町瀬戸板浦郷 920-12	(0959) 37-0079	生涯学習、公民館講座、社会教育 団体の育成

事業所一覧表

(同意を得た事業所のみを掲載しています。)

居宅介護支援事業所

番号	事業所名称等	事業所所在地	電話番号	FAX
①	長崎セント・ノーヴァ病院 指定居宅介護支援事業所	西彼町伊ノ浦郷207番地1	28-1187	28-1833
②	社会福祉法人せいひ会居宅介護支援事業所	西彼町中山郷2116番地	27-1064	27-1360
③	ケアプランセンター心愛	西彼町八木原郷1523番地1 2階	28-0477	28-0487
④	医療法人栄寿会 真珠園指定居宅サービス事業部	西彼町八木原郷3453番地1	29-7088	28-1031
⑤	介護サポートセンター カセスル	西彼町喰喰郷132番地8	050-1721-0528	050-3537-1462
⑥	居宅介護支援センターふるさと	西海町川内郷1680番地	32-2323	32-2333
⑦	居宅介護支援事業所 さいかい (休止中 令和6年7月現在)	大島町1876番地59	34-3373	34-3335
⑧	海風荘 居宅介護支援事業所	大瀬戸町瀬戸板浦郷1123番地14	22-2568	22-0790
⑨	西海市社協ケアプランセンター	大瀬戸町瀬戸板浦郷920番地12	22-2557	22-2870

通所介護

番号	事業所名称等	事業所所在地	電話番号	FAX
⑩	西海市社協せいひデイサービスセンター	西彼町烏加郷2218番地	29-7102	28-1505
⑪	元亀の里	西彼町中山郷2088番地1	29-5100	27-1360
⑫	西海市社協さいかいデイサービスセンター	西海町黒口郷1477番地1	32-1922	32-1929
⑬	通所介護事業所ほっとハウス	大島町1765番地	34-2905	34-2920
⑭	西海市社協えのしまデイサービスセンター	崎戸町江島2283番地3	36-2316	36-2316
⑮	西海市社協おおさきデイサービスセンター	崎戸町蠣浦郷2060番地7	35-2828	35-3334
⑯	西海市社協ひらしまデイサービスセンター	崎戸町平島734番地3	0959-47-2086	0959-47-2086
⑰	海風荘デイサービスセンター	大瀬戸町瀬戸板浦郷1123番地14	23-3320	22-0790
⑱	瀬戸広域デイサービスセンター	大瀬戸町瀬戸西濱郷1603番地12	23-3111	23-3263
⑲	西海市社協おおせとデイサービスセンター	大瀬戸町多良内郷434番地2	37-0543	37-0543
⑳	デイサービスセンターつばき苑	大瀬戸町松島内郷298番地	22-2868	22-2868

通所リハビリテーション

番号	事業所名称等	事業所所在地	電話番号	FAX
21	長崎セント・ノーヴァ病院 通所リハビリテーション事業所	西彼町伊ノ浦郷127番地	28-1185	28-0787
22	医療法人 田中クリニック 通所リハビリテーション事業所	西彼町喰場郷1324番地2	29-5687	27-0677
23	元亀の里	西彼町鳥加郷2201番地2	28-1100	28-1028
24	医療法人栄寿会 真珠園療養所	西彼町八木原郷3453番地1	28-0038	28-1031
25	さいかいクリニック 通所リハビリテーション	大島町1876番地59	34-3321	34-3335
26	雪浦ひうらクリニック 通所リハセンター「ごきげん倶楽部」	大瀬戸町雪浦上郷254番地17	23-0063	22-2238

訪問介護

番号	事業所名称等	事業所所在地	電話番号	FAX
27	ヘルパーステーション元亀	西彼町鳥加郷2171番地	29-7170	29-7180
28	西海市社協ヘルパーセンター	西海町黒口郷1477番地1	32-1922	32-1929
29	訪問介護さいかい	大島町1876番地59	34-3326	34-3335

訪問看護

番号	事業所名称等	事業所所在地	電話番号	FAX
30	訪問看護ステーション あかり	西彼町伊ノ浦郷207番地1	28-1185	28-1833
31	せいひ中央クリニック	西彼町鳥加郷2201番地2	28-1190	28-1028
32	訪問看護ステーション えがお	西彼町八木原郷3453番地1	28-1514	28-1575
33	さいかいクリニック	大島町1876番地59	34-3371	34-3330
34	訪問看護ステーション ウェルビー	西海町中浦北郷1758番地7	23-0715	23-0716

訪問リハビリテーション

番号	事業所名称等	事業所所在地	電話番号	FAX
35	長崎セント・ノーヴァ病院 訪問リハビリテーション事業所	西彼町伊ノ浦郷127番地	28-1185	28-0787
36	せいひ中央クリニック	西彼町鳥加郷2201番地2	28-1190	28-1028
37	医療法人栄寿会 真珠園療養所	西彼町八木原郷3453番地1	28-0038	28-1031
38	訪問リハビリテーション さいかい	大島町1876番地59	34-3321	34-3335
39	雪浦ひうらクリニック 訪問リハビリテーション(日浦病院からの訪問 令和6年8月現在)	大瀬戸町雪浦上郷254番地17	22-9508	29-0068

小規模多機能型居宅介護

番号	事業所名称等	事業所所在地	電話番号	FAX
40	ハートフルケアたまたがわ やぎはら小規模多機能型居宅介護(やぎはらの郷)	西彼町八木原郷2014番地1	28-1919	28-0070
41	小規模多機能ホームふるさと	西海町川内郷1608番地	32-2630	32-2631

認知症対応型共同生活介護

番号	事業所名称等	事業所所在地	電話番号	FAX
42	グループホーム ぎんなん	西彼町下岳郷733番地1	27-1919	27-1903
43	グループホーム せいひ	西彼町鳥加郷2201番地2	28-1100	28-1028
44	グループホーム 希望の家	西彼町小迎郷1074番地3	29-7310	29-7311
45	グループホーム ふるさと	西海町川内郷1680番地	32-2323	32-2333
46	第2グループホーム ふるさと	西海町木場郷1445番地	32-2266	32-2267
47	グループホーム よこせ	西海町横瀬郷2762番地2	32-2611	32-2612
48	グループホーム ひだまりの家	大島町5787番地	34-5005	34-5015
49	グループホーム 第二わらび苑	大瀬戸町瀬戸西濱郷1622番地63	37-0507	37-0508
50	グループホーム さくら	大瀬戸町瀬戸西濱郷1603番地12	23-3024	22-0785
51	グループホーム ルミエール雪浦	大瀬戸町雪浦下釜郷40番地6	23-0222	23-0223

居宅療養管理指導

番号	事業所名称等	事業所所在地	電話番号	FAX
52	長崎セント・ノヴァ病院	西彼町伊ノ浦郷127番地	28-1185	28-0787
53	西彼歯科診療所	西彼町上岳郷337番地1	27-0183	27-1107
54	いちのせ歯科医院	西彼町上岳郷743番地3	27-1216	27-1706
55	せいひ調剤薬局	西彼町喰場郷1336番地14	27-1745	27-1746
56	せいひ中央クリニック	西彼町鳥加郷2201番地2	28-1190	28-1028
57	医療法人栄寿会 真珠園療養所	西彼町八木原郷3453番地1	28-0038	28-1031
58	さいかい薬局	西彼町八木原郷3461番地5	37-7073	28-0075
59	八木原薬局	西彼町八木原郷字南1526番地3	28-0755	28-0756
60	池田医院	西海町七釜郷1662番地	33-2021	33-2648

61	いいもり歯科	大島町1813番地	34-4070	33-9970
62	そうごう薬局 西海大島店	大島町1825番地1	34-5411	34-5412
63	さいかいクリニック	大島町1876番地59	34-3371	34-3330
64	大島調剤薬局	大島町1895番地	34-5050	34-5050
65	げんき堂薬局 おおせと店	大瀬戸町瀬戸榎浦郷163番地	22-9200	22-9211
66	山根歯科医院	大瀬戸町瀬戸福島郷1458番地29	23-3252	23-3272
67	のどか薬局 小迎店	西彼町小迎郷2550番地3	23-0333	23-0332

短期入所生活介護(シヨーステイ)

番号	事業所名称等	事業所所在地	電話番号	FAX
68	風和の里	西彼町鳥加郷2171番地	29-7170	29-7180
69	特別養護老人ホーム ふるさと	西海町川内郷1484番地	32-0785	32-2031
70	短期入所生活介護 さいかい	大島町1876番地59	34-2227	34-3327
71	特別養護老人ホーム 海風荘	大瀬戸町瀬戸板浦郷1123番地14	22-0123	22-0790

短期入所療養介護(医療型シヨーステイ)

番号	事業所名称等	事業所所在地	電話番号	FAX
72	元亀の里	西彼町鳥加郷2201番地2	28-1100	28-1028
73	短期入所療養介護 さいかい	大島町1876番地59	34-2226	34-2991

共生型介護サービス(シヨーステイ)

番号	事業所名称等	事業所所在地	電話番号	FAX
74	大瀬戸厚生園 老人短期入所事業	大瀬戸町瀬戸西濱郷1603番地12	23-3030	23-3263

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

番号	事業所名称等	事業所所在地	電話番号	FAX
75	風和の里	西彼町烏加郷2171番地	29-7170	29-7180
76	特別養護老人ホーム ふるさと	西海町川内郷1484番地	32-0785	32-2031
77	特別養護老人ホーム さいかい	大島町1876番地59	34-2227	34-3327
78	特別養護老人ホーム 海風荘	大瀬戸町瀬戸板浦郷1123番地14	22-0123	22-0790

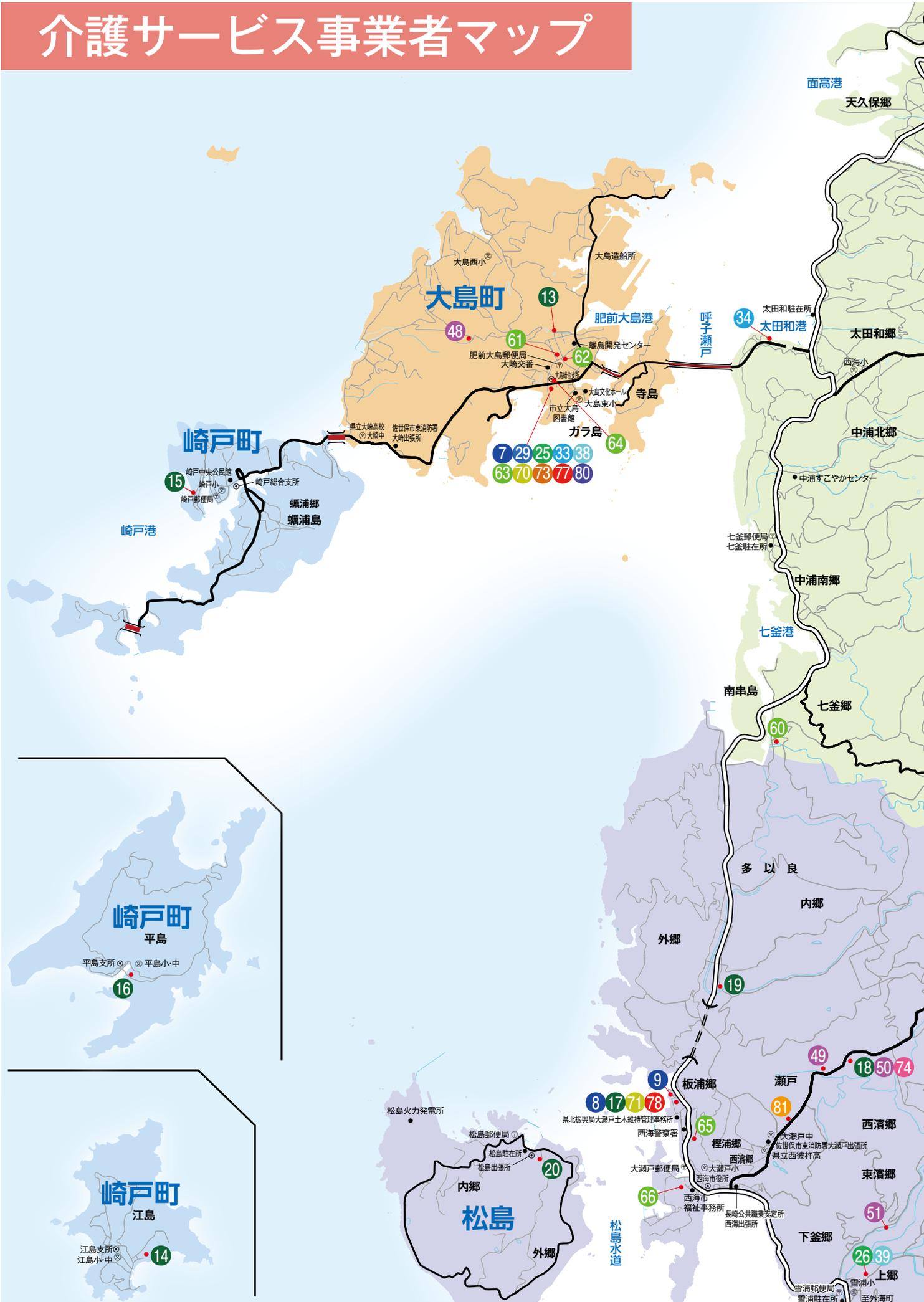
介護老人保健施設

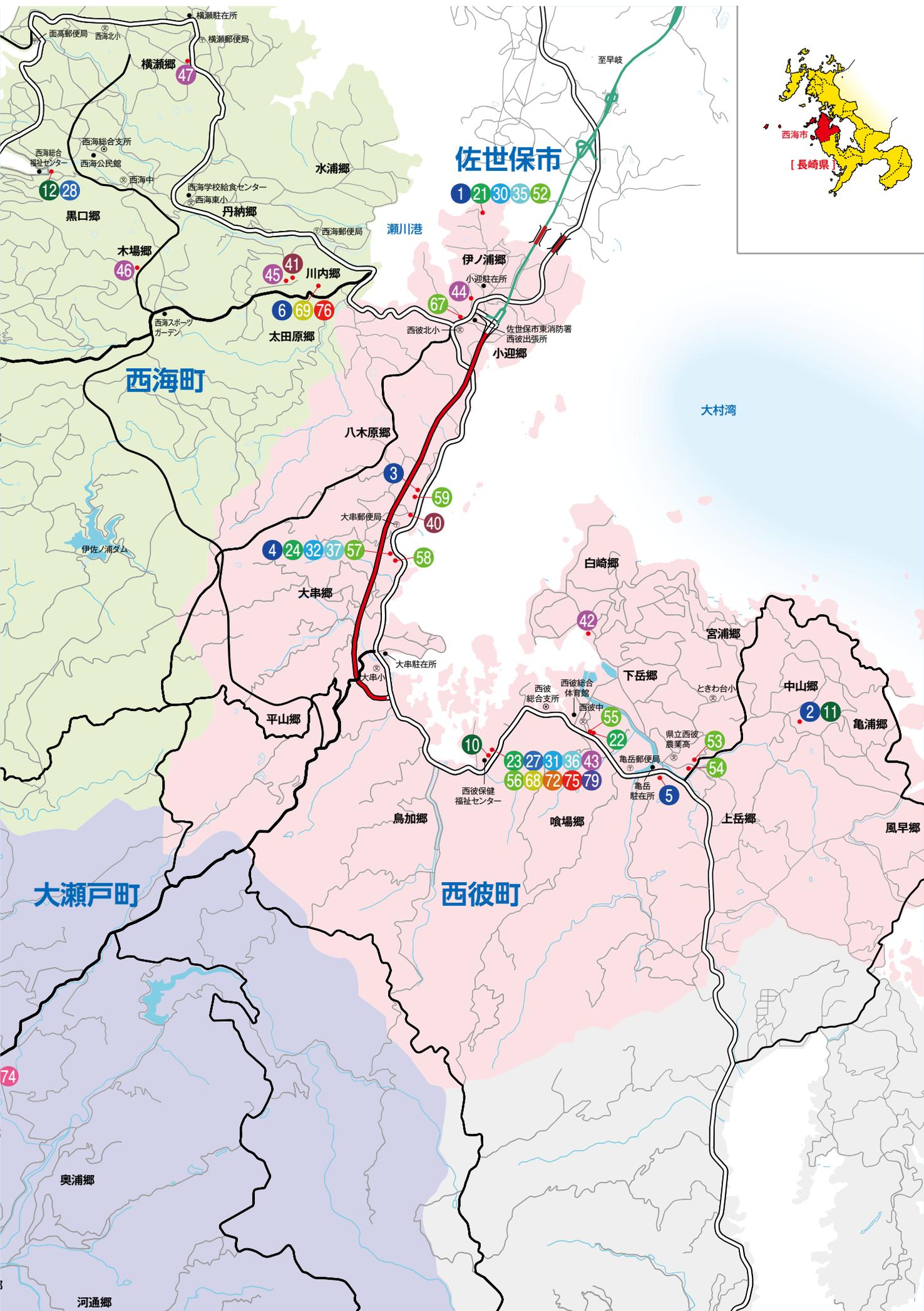
番号	事業所名称等	事業所所在地	電話番号	FAX
79	元亀の里	西彼町烏加郷2201番地2	28-1100	28-1028
80	介護療養型老人保健施設 さいかい	大島町1876番地59	34-2226	34-2991

特定福祉用具販売・福祉用具貸与

番号	事業所名称等	事業所所在地	電話番号	FAX
81	ライフプラスさいかい	大瀬戸町瀬戸西濱郷1140番地1	36-0123	22-1107

介護サービス事業者マップ





問い合わせ先

〒857-2392

西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷 2222 番地

長寿介護課

Tel : 0959-37-0024

Fax : 0959-23-3122

メール : choju@city.saikai.lg.jp

包括支援課（西海市地域包括支援センター）

Tel : 0959-37-0245

Fax : 0959-22-0730

メール : hokatsu-shien@city.saikai.lg.jp

西海・西彼・大崎サブセンター（西海総合支所内）

Tel : 0959-37-0240